

東大和市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

「東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」
(ごみゼロプラン)

平成30年3月

「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」について

現在、家庭等から排出される廃棄物のうち、資源ステーションから収集・運搬したペットボトルなどの資源物の多くは、選別・圧縮・梱包等（中間処理）を行い、その後、指定事業者へ引き渡し、再利用しておりますが、この中間処理にかかる経費は、全額が市民の皆さんからの税で賄われております。したがって、資源物の処理量が増えるほど、市の負担は大きくなることにつながります。

一方、近年では、廃棄物処理において、拡大生産者責任の考え方が取り入れられるようになってきており、これによれば、生産者等は製品を消費者に販売したら終わりではなく、販売後の廃棄物については、生産者等の責任により、回収・処分していくとするものです。

当市におきましても、循環型社会に向け、生産者等による回収などを積極的に取り入れることで、行政が処理する廃棄物を減少させ、処理に必要な市の費用負担を軽減し、貴重な税は、より有効な使い方ができるように取り組むことを基本としています。

これまで、「分ければ資源」として、排出時における廃棄物の分別を周知してまいりましたが、今後は、循環型社会の形成を推進する上で、資源物については、購入したお店に戻す「マイバッグ 資源を入れて お買い物」を、広く市民の皆さまにご協力いただき、消費者（市民）目線から行動を改革していくことで、発生・排出抑制を強化した廃棄物の減量を目指してまいりたいと考えております。

また、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物減量を目指すため、拡大生産者責任の考えのほか、食品廃棄物等の削減に向けた施策を盛り込むことといたしました。

将来にわたる安定した廃棄物処理を念頭に、市民、事業者、行政の三者が一体となって取り組む「環境にやさしい資源循環型社会」の実現を目指して、この計画を着実に実行してまいります。

平成30年3月

東大和市長 尾崎保夫

目次

第1章 計画の位置づけ	1
1 一般廃棄物処理基本計画	1
2 計画期間	1
3 計画の背景	1
4 他の計画との関連性	1
5 組織市との連携	1
6 他市との連携	2
第2章 基本理念	3
1 循環型社会の構築	3
2 発生抑制及び資源循環の仕組みをつくる	3
第3章 基本方針	4
1 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する	4
2 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する	4
3 市民・事業者・行政の各主体が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する	4
第4章 東大和市の廃棄物処理の現状	6
1 廃棄物処理の現状	6
2 中間処理	13
3 最終処分	15
4 市民活動への支援	16
5 ごみ処理経費	16
第5章 東大和市の廃棄物処理における課題	17
1 発生抑制・排出抑制	17
2 廃棄物の収集	17
3 中間処理	18
4 最終処分	19
5 市民活動への支援	19
6 廃棄物処理費用の適正化	19

第6章 廃棄物処理の主体と共同処理について	20
1 収集・運搬	20
2 中間処理	20
3 最終処分	22
第7章 今後の排出物の発生と処理の目標	23
1 目標1 市民一人1日当たりの廃棄物排出量は650g以下を目指す(総排出量)	23
2 目標2 衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)は一人1日当たり 470g以下を目指す	24
3 目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す	24
第8章 目標達成のための施策(市民・事業者と歩むごみゼロ作戦)	25
1 施策の体系	25
施策1 目標達成のための具体的な施策	27
施策2 市民・事業者への情報提供、指導	30
施策3 環境学習プログラムの提供	32
施策4 市民・事業者・他自治体との連携	34
施策5 処理費用の負担のあり方の検討	38
施策6 新たな中間処理施設の運用	39
施策7 最終処分場の延命化	39
施策8 国・都への要望	40
2 計画管理	41
 資料編	
資料1 東大和市の概況	1
資料2 清掃事業の現状	6

第1章 計画の位置づけ

1 一般廃棄物処理基本計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく、一般廃棄物処理の長期的かつ総合的視点に立ったもので、し尿及び生活排水を除く計画である。

2 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間とする。
ただし、著しい状況の変化が生じた場合には、それ以前であっても見直すものとする。

3 計画の背景

平成25年3月に東大和市一般廃棄物処理基本計画を策定し、これを指針として、廃棄物の発生抑制、資源化及び適正処理を推進してきた。その後、平成26年11月に「3市共同資源化事業基本構想」の策定に伴い、「3市共同資源物処理施設の整備」及び「不燃・粗大ごみ処理施設の更新」を本計画に追加し、平成28年2月には、当市、小平市及び武蔵村山市（以下「組織市」という。）、小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）で交わした「今後の施設整備のあり方について」の合意に伴い、新ごみ焼却施設の更新計画を本計画に追加した。

今回の見直しは、計画の策定から5年を経過したことに伴うもので、今後の諸課題を解決するため、市民、事業者、行政が協働し、共に行動することによって、更なる廃棄物の発生抑制と適正処理を図ることを目的とする。

4 他の計画との関連性

この計画は、上位計画である「東大和市総合計画（第二次基本構想・第四次基本計画）」に基づくもので、「東大和市環境基本計画」とも連動を図るものである。

今後、廃棄物処理行政を進める上で、最も基本的な方針を示すもので、廃棄物の収集・運搬に関する計画等、各年度の処理計画等は、本計画に基づくものとする。

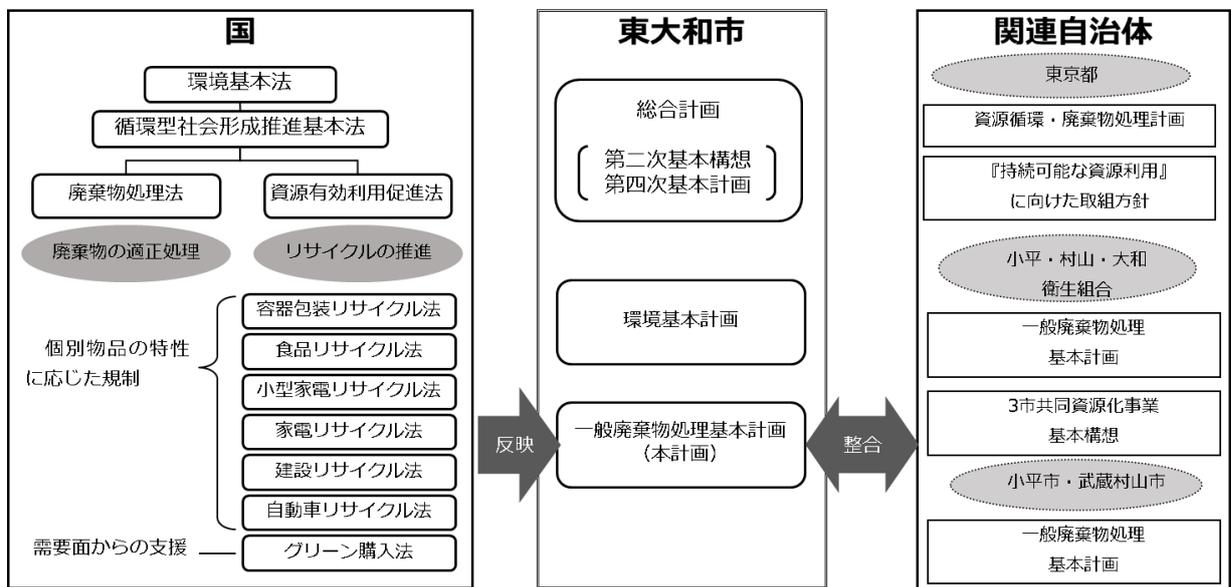
5 組織市との連携

組織市は、衛生組合の中間処理施設を共同で設置していることから、廃棄物減量等については、衛生組合の3市ごみ処理事業推進本部等において連絡・調整を行い、今後の施策を展開する。

また、当市を含めた多摩地区 25 市 1 町の廃棄物は、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）の日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下「二ツ塚処分場」という。）で最終処分を行っていること、最終処分場では処分できる容量に限りがあることから、搬出する廃棄物の減容に努めていく。

6 他市との連携

可燃ごみ等の処理について、相互支援の必要な事態が発生した場合は、多摩地区ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、支援・協力を図るものとする。



第2章 基本理念

1 循環型社会の構築

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源の枯渇、最終処分場の逼迫など、環境・廃棄物問題を引き起こしてきた。

環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取り組む必要がある。

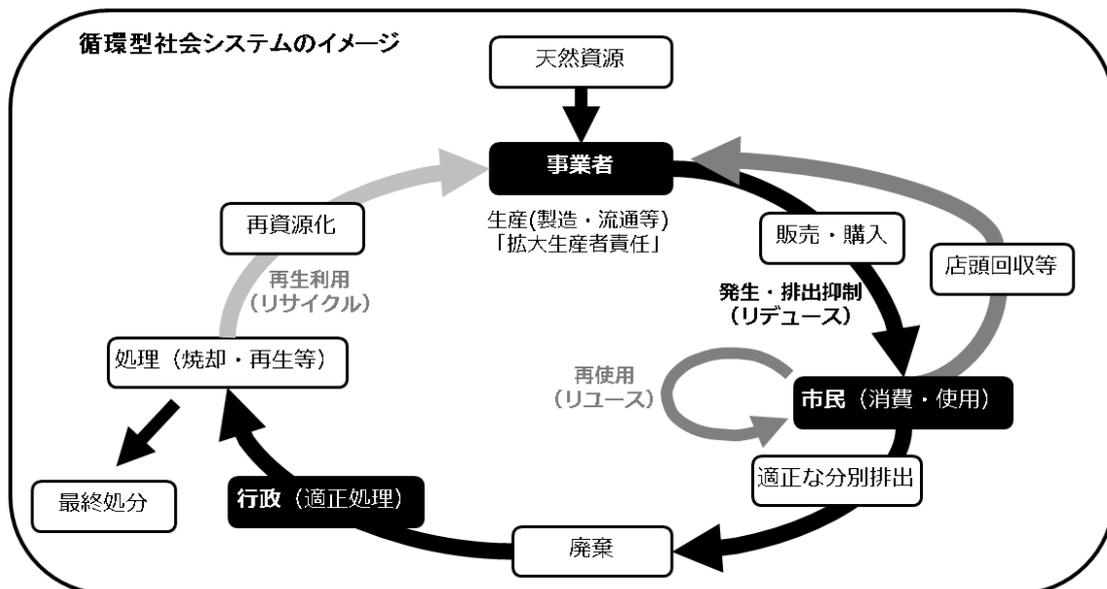
市では、市民、事業者との協働のもと、廃棄物の発生・排出抑制、資源の有効利用等に努め、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すこととする。

2 発生抑制及び資源循環の仕組みをつくる

生産・流通の段階から、廃棄物の発生抑制とリサイクルを促進していくために、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらい、いわゆる拡大生産者責任への取り組みや、仕組みづくり等が必要である。

また、市民は、廃棄物の適正な分別排出を行い、資源については、小売業者による店頭回収の利用に努めるなど、ライフスタイルの見直しが必要となってくる。

市ではこのような考え方から、事業者による自主的な取り組みに協力を求めるとともに、発生・排出段階から「モノ」の流れを見直すことにより、発生・排出抑制と資源循環の仕組みをつくっていく。



第3章 基本方針

1 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する

循環型社会の形成を推進する観点から、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みがより進む社会経済システムの構築を目指し、特にリデュース（廃棄物の発生・排出抑制）を基本とした廃棄物の減量を推進する。

2 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する

組織市が共同で中間処理を行っている衛生組合では、新ごみ焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設の更新及び小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設（以下「3市共同資源物処理施設」という。）の整備を予定している。そのため、処理する廃棄物を最小限にするために更なる廃棄物の減量や組織市の分別区分の統一を目指す。

最終処分については、循環組合の二ツ塚処分場で処理しており、埋立進捗率は44.7%（平成28年度現在）となっている。

3 市民・事業者・行政の各主体が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する

各主体のそれぞれが役割分担のもと、一体となって施策を推進できるよう、社会的・経済的な仕組みを構築していくことが求められる。

当市では、市民には「適正な分別排出」を、事業者に対しては「拡大生産者責任」を果たしてもらうよう意識啓発に取り組むとともに、「廃棄物の適正な処理」を行い、可能な限り資源を回収することで、廃棄物の減量につなげる取組みを推進する。

(1) 市民の役割

市民は、過剰包装を断る、使い捨て製品の使用を抑える等の行動によって、廃棄物をできるだけ出さないように努める。また、食材については必要な分だけを購入するなど、食べ残しなどが出ないように心がける。

ア 排出抑制（リデュース）対策

詰め替えできる製品を買う、余分なものは買わない、マイバッグを持参するなどの排出抑制に努める。

イ 再使用（リユース）対策

できる限りくり返し使用する。また、不用となったものは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、再使用に努める。

ウ 再資源化（リサイクル）対策

分別排出への協力、資源物集団回収活動への参加、再生品の積極的な使用などに努める。

(2) 事業者の役割

製造・販売したものが、廃棄物になった後のことまでを考え、再資源化しやすい製品を製造・販売する。

ア 発生抑制（リデュース）対策

生産過程で、廃棄物の発生が少ない商品の開発や、販売に努める。

イ 再使用（リユース）対策

使い捨て容器から、繰り返し使用できる（リターナブル容器）製品への転換に努める。

ウ 再資源化（リサイクル）対策

製品の自主回収に努める。事業者による製品の自主回収の促進は、製品の設計・製造段階から、環境配慮に取り組むことにつながる。

(3) 行政の役割

市民、事業者、行政が一体となり、それぞれが役割分担を果たし、発生・排出抑制に取り組む視点で、循環型社会の構築に向けた、具体的な行動へと結びつける。

また、地域における資源物集団回収活動を推進し、その適正処理に努める。

第4章 東大和市の廃棄物処理の現状

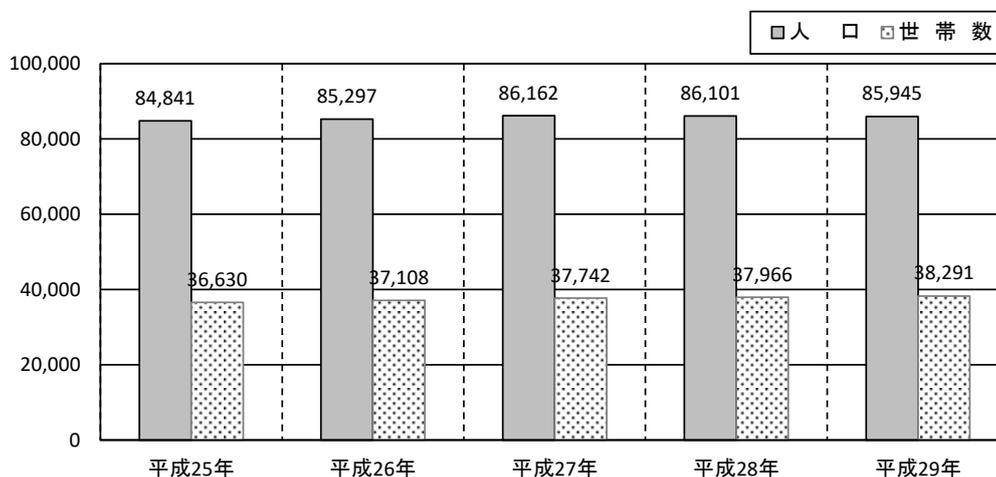
1 廃棄物処理の現状

(1) 東大和市のごみ処理の現状

ア 人口の推移

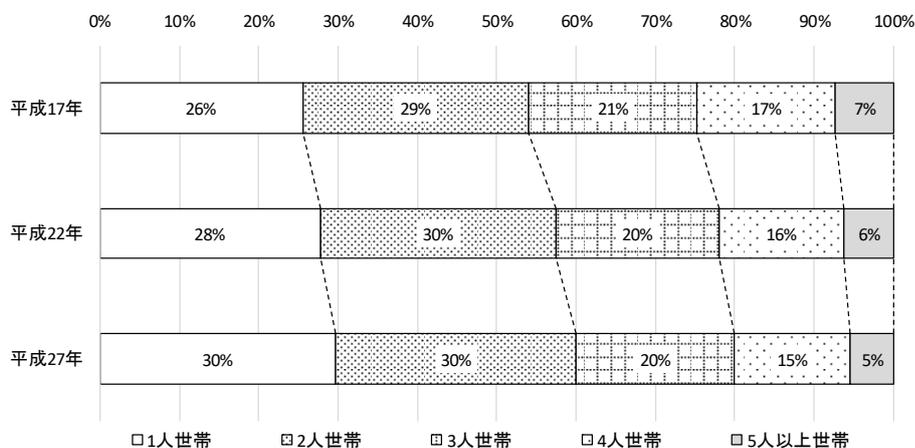
総人口は、平成25年の8万4,841人から平成27年には8万6,162人に増加したが、その後わずかに減少し、平成29年には8万5,945人となっている。

世帯数は、平成25年の3万6,630世帯から増加傾向にあり、平成29年には3万8,291世帯となっている。



資料:「平成28年版統計東やまと(各年1月1日現在)」

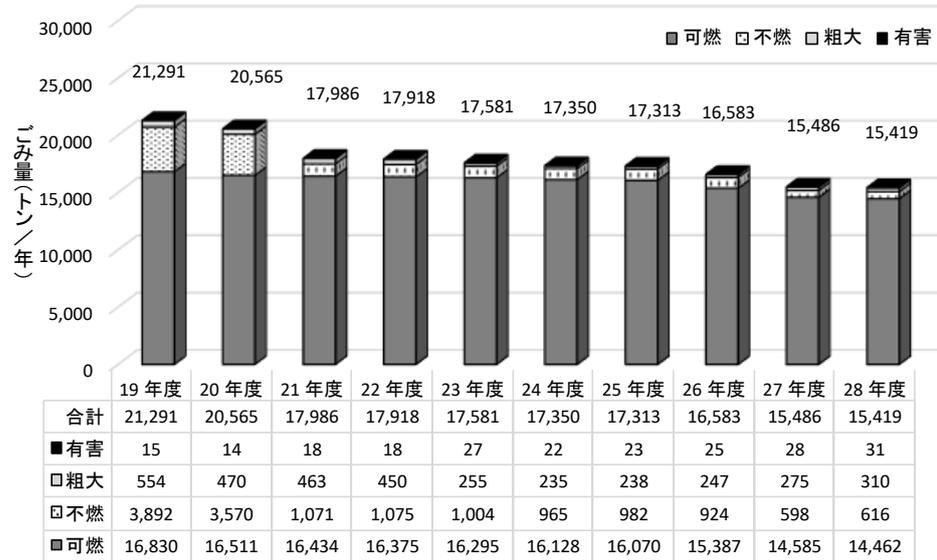
世帯人員別世帯数の状況は、単身世帯が増加傾向にあり、1～2人世帯が半数以上を占めている。



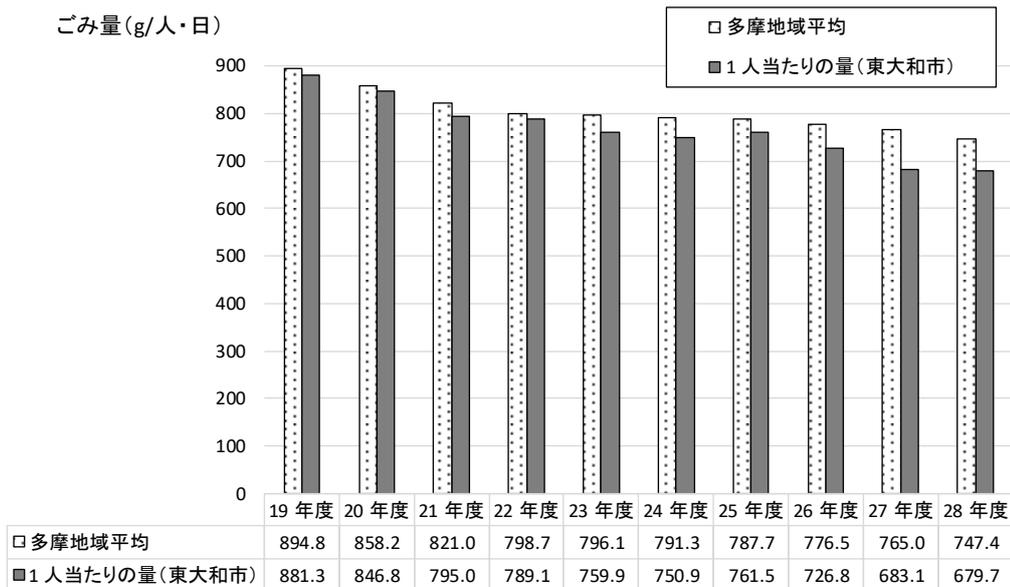
資料:「平成28年版統計東やまと(国勢調査)」

イ ごみ量の推移

ごみ量は、平成19年度の2万1,291トンから平成28年度の1万5,419トンへ減少している。ごみ量の内訳は、可燃ごみが1万4,462トン、不燃ごみが616トン、粗大ごみは310トン、有害ごみが31トンとなっている。



一人1日当たりの排出量（資源及び資源物集団回収量を含む）は、例年多摩地区の平均を下回っており、平成19年度の881.3g/人・日から、平成28年度には679.7g/人・日へ減少している。

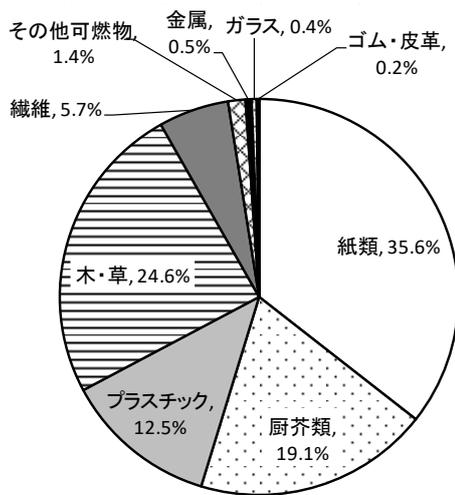


資料：多摩地域ごみ実態調査

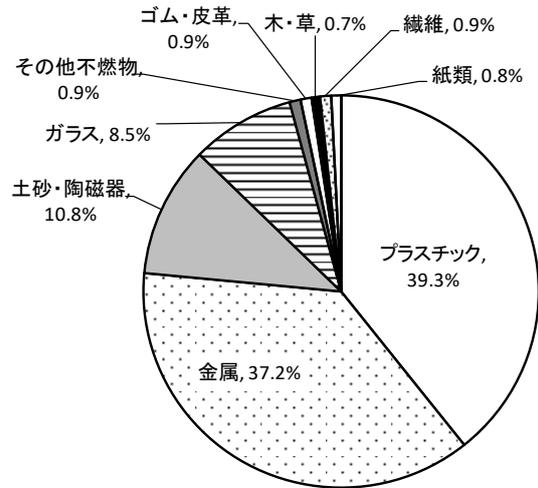
ウ ごみの組成

可燃ごみの組成では紙類が35.6%、木・草が24.6%、厨芥類が19.1%、不燃ごみの組成ではプラスチックが39.3%、金属が37.2%、土砂・陶磁器が10.8%となっている。可燃ごみに含まれる資源物、特に紙類は3割以上含まれ、適正な分別排出の徹底が必要である。

可燃ごみの組成（平成28年度）



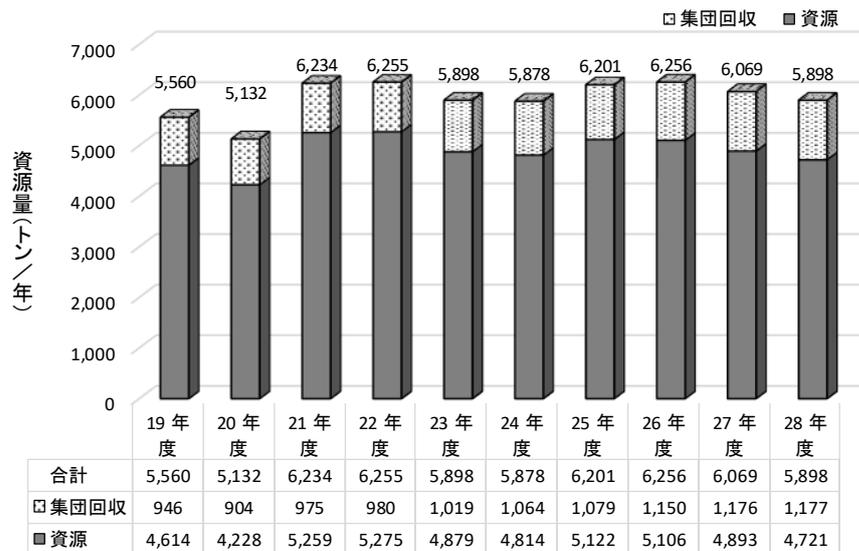
不燃ごみの組成（平成28年度）



資料：小平・村山・大和衛生組合

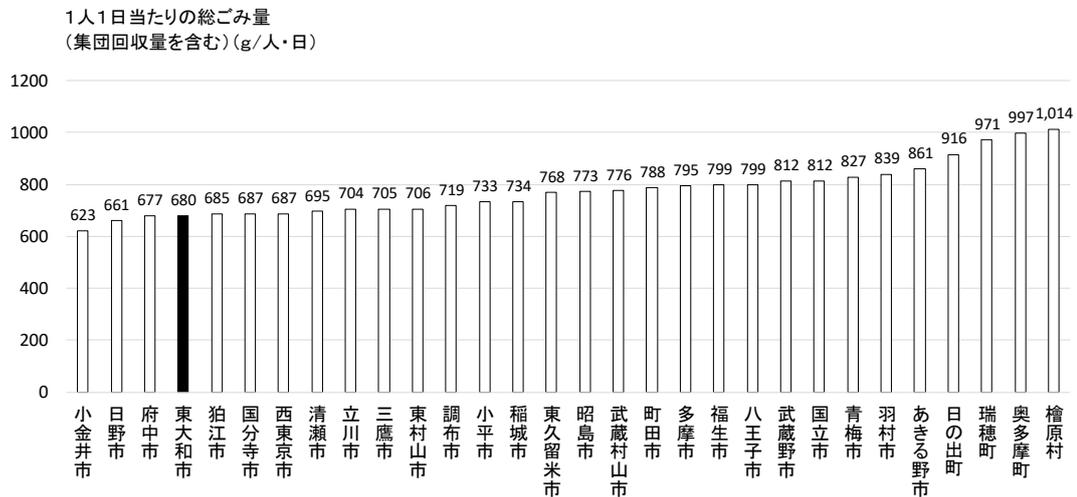
工 資源量の推移

資源量は、平成19年度の5,560トンから平成28年度の5,898トンに増加した。



オ 他自治体とのごみ量の比較

平成28年度の多摩地区の排出原単位を比較すると、当市は4番目に少ない排出量となっている。これは市民一人ひとりと、事業者がごみ減量に取り組んできた成果である。



資料：多摩地域ごみ実態調査（平成28年度統計）

(2) 東大和市のごみ処理の特徴

ア 資源物集団回収

継続的に資源物の回収を行う団体へ、回収量に応じて報償金を支給している。

対象品：金属類、びん類、プラスチック類、紙類、布類

実施団体：56団体（平成28年度実績）

イ 収集体制

市内を4区域に分け、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックを戸別収集している。資源物は「紙類・布類」、「ペットボトル」、「缶・びん」、「スプレー缶類」、「有害ごみ」をステーション方式により収集している。

また、事業系一般廃棄物については、1日当たりの平均排出量が10キログラム未満の事業者を対象に、市への登録に基づき、指定収集袋等を用いた戸別収集を実施している。

ウ 粗大ごみ

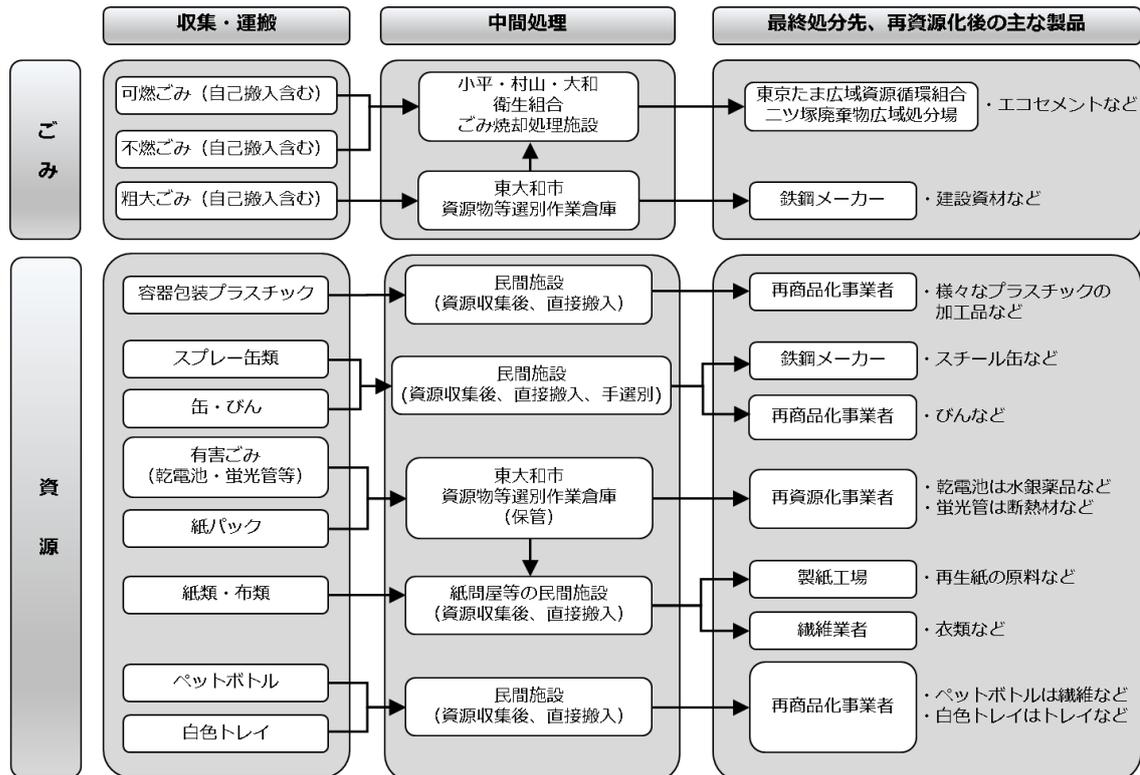
鉄類及び小型家電については、衛生組合への搬入前に選別を行い、資源化を図っている。

(3) 廃棄物処理のフロー

収集した廃棄物のうち、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、衛生組合へ搬入し、焼却や破碎選別などの中間処理後、二ツ塚処分場で最終処分をしている。

処分方法については、焼却灰はエコセメント化し、不燃物は埋立てしている。

また、資源物については、資源物等選別作業倉庫などへ搬入し、選別、圧縮などの中間処理後、資源回収業者等に引き渡している。



(4) 廃棄物の分別区分と収集方法等

分別は5種・17分別となっており、その収集方法は以下のとおり。

種類	分別区分	収集回数	収集方法	収集運搬方法
①可燃ごみ	1 可燃ごみ	週2回 (指定曜日)	戸別収集	委 託
②不燃ごみ	2 不燃ごみ	月1回 (指定曜日)	戸別収集	
③有害ごみ	3 乾電池	随 時	拠点収集	
	4 蛍光管	月1回 (指定曜日)	ステーション収集	
④粗大ごみ	5 粗大ごみ	毎日 (土、日曜日、 祝日等を除く)	申し込み制による 戸別収集	
⑤資源物	6 缶 7 びん 8 ペットボトル	月2回 (指定曜日)	ステーション収集 拠点収集 (びんを除く)	
	9 新聞紙 10 雑誌・雑紙 11 段ボール 12 布類	週1回 (指定曜日) (不燃ごみの 収集週を除く)	ステーション収集	
	13 容器包装プラスチック	週1回 (指定曜日)	戸別収集	
	14 スプレー缶類	月1回 (指定曜日)	ステーション収集	
	15 紙パック 16 白色トレイ 17 小型家電	随 時	拠点収集	

(5) 処理費用の負担

事業系一般廃棄物は、原則として自己処理となっているが、平成23年6月1日から、1日当たりの平均排出量が10キログラム未満の事業者については、指定収集袋等を用いて排出することができるよう改正を行った。

家庭廃棄物は、平成26年8月より、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、ステーション方式から戸別収集へと変更した。その後、平成26年10月より有料化を実施している。

家庭廃棄物、事業系一般廃棄物の処理手数料については、下表のとおりとなっている。

区分	摘要	手数料
家庭廃棄物	市長が収集、運搬及び処分をする場合	家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額 大（容量40リットル）1組（10枚入り）につき800円 中（容量20リットル）1組（10枚入り）につき400円 小（容量10リットル）1組（10枚入り）につき200円 特小（容量5リットル）1組（10枚入り）につき100円
事業系一般廃棄物	市長が収集、運搬及び処分をする場合	事業系一般廃棄物指定収集袋等の種別に応じて以下に定める額 大（容量45リットル）1組（10枚入り）につき2,500円 小（容量22.5リットル）1組（10枚入り）につき1,200円 資源物用指定ひも1巻（50メートル）につき2,500円
委託により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	1キログラムにつき25円
粗大ごみ	(1)市長が収集、運搬及び処分をする場合	1キログラムにつき40円を標準とし重量及び形状を考慮して粗大ごみの品目に応じて規則で定める額
	(2)占有者が市長の指定する処理施設において処分するため、自ら運搬して排出する場合	1キログラムにつき25円を標準とし重量及び形状を考慮して粗大ごみの品目に応じて規則で定める額
動物の死体	犬、猫等の死体を処理する場合	1頭につき2,200円
し尿	(1)事業所等不特定多数の者が使用する施設等から排出されるし尿を処理する場合	1リットルにつき20円
	(2)前号の施設等以外の施設等から排出されるし尿を処理する場合	1便槽1回につき2,000円

2 中間処理

ア リサイクル施設

市では、平成 29 年 5 月に東大和市資源物等選別作業倉庫を設置し、現在では、有害ごみ及び粗大ごみの選別・保管を行っている。

有害ごみについては、民間事業者に引き渡し、粗大ごみについては、衛生組合への搬入前に、鉄類及び小型家電の選別を行い、民間業者へ引き渡している。

缶・びんについては、民間施設に搬入している。

中間処理施設の概要

施設名称	東大和市資源物等選別作業倉庫
所在地	東京都東大和市立野 3 丁目 1121
敷地	2,246.83 m ² (内作業場面積 99.9 m ²)
施設内容	有害ごみ及び粗大ごみの選別・保管施設

イ 衛生組合

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、衛生組合で焼却や破碎選別等の中間処理を行っている。

衛生組合の現有施設は、昭和 50 年（平成 2 年に改造）及び昭和 61 年に竣工したごみ焼却施設と、昭和 50 年に竣工した粗大ごみ処理施設である。

衛生組合では、平成 14 年度にダイオキシン類等の排ガス対策として、電気集塵器からバグフィルターへの交換工事を行い、平成 15 年度から 18 年度までの間、施設延命化のための部分更新を行った。

また、平成 19 年 4 月からは、ごみ焼却炉の余熱を利用した「こもれびの足湯」を開設し、一般に開放している。

中間処理施設の概要

施設名称	小平・村山・大和衛生組合
所在地	東京都小平市中島町2番1号
敷地	約15,700m ² 組合所有：約9,200m ² 小平市所有：約6,500m ²

<p>施設概要</p>	<p>不燃物積替場：昭和43年12月 約690m³ 廃水処理施設：昭和50年 3月 51m³/24h 昭和63年 3月 無放流化に改良 ごみ焼却施設 (3号炉)：昭和50年 3月 150t/24h 平成 2年11月 大規模改造 (4・5号炉)：昭和61年11月 105t/24h×2炉 粗大ごみ処理施設(破碎機) : 昭和50年11月 75t/5h 平成10年 3月 選別装置改造 (アルミ選別機) 余熱利用施設 足湯施設 (こもれびの足湯) 平成19年 3月 約1,140m³</p>
<p>沿革</p>	<p>昭和35年：当時の小平町がこの地をごみ処理施設に都市計画決定、ごみ焼却場を建設。 昭和40年2月1日：1市2町による一部事務組合設立・共同処理事業に移行。小平市施設を引き継ぎ処理。 昭和46年以降：人口急増、ごみ量の増加等に伴い、順次施設拡充</p>
<p>施設更新等</p>	<p>平成 8年 2月：「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画書」を策定した。 平成12年 4月：「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画書」を基本として、平成18年度を施設更新目途として、「循環型施設更新事業構想」の策定をした。 平成13年12月：「循環型施設更新事業構想」に基づき、施設更新の準備を進めてきたが、部分更新することとした。</p>

資料：小平・村山・大和衛生組合

3 最終処分

最終処分場については、日の出町の協力のもと、循環組合の二ツ塚処分場で最終処分を行っている。

この最終処分場への埋立ては、平成10年1月29日から始まり、施設の延命化を図るため、エコセメント事業に着手した。エコセメント事業は、平成15年2月に施設工事に着手し、平成18年6月に竣工した。

その後、平成18年7月から施設を本格稼働させ、それまで埋立処分をしていた廃棄物の約8割を占める焼却灰は、エコセメントとしてリサイクルを行い、埋立処分の対象物は不燃ごみだけになった。

これにより、当初、平成25年度までの使用を予定していた二ツ塚処分場は、平成40年3月*にまで延命することが可能となった(平成28年度現在の埋立進捗率は44.7%)。

*政令に基づく届出の期間で、実際の埋立完了時期を示すものではありません。

最終処分場の概要

施設名称	東京たま広域資源循環組合 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	東京都多摩郡日の出町大字大久野7642番地
処分場の規模	用地面積：総面積約59.1ha 開発面積：約33.3ha（埋立地面積：18.4ha 管理施設等面積：14.9ha） 残留緑地面積：約25.8ha 埋立容量：全体埋立容量約370万m ³ （廃棄物埋立容量：約250万m ³ 、覆土容量：約120万m ³ ）
埋立期間	・平成10年1月から平成25年度までの16年間の予定だったが、エコセメント事業により30年間以上に延長された。 ・平成10年1月29日より埋立開始。
その他	エコセメント化施設の概要 施設用地面積：約4.6ha 施設規模： （焼却残さ平均処理量：約300t/日、エコセメント平均生産量：約430t/日） 建設費：約272億円 維持管理費：約26.4億円/年 経過 平成15年2月造成工事着工 平成16年1月建設工事着工 平成18年6月建設工事竣工 平成18年7月施設稼働

資料：東京たま広域資源循環組合

4 市民活動への支援

市民の廃棄物減量活動にあつては、家庭で取組む生ごみのたい肥化や地域等で実施する資源物集団回収活動などがある。

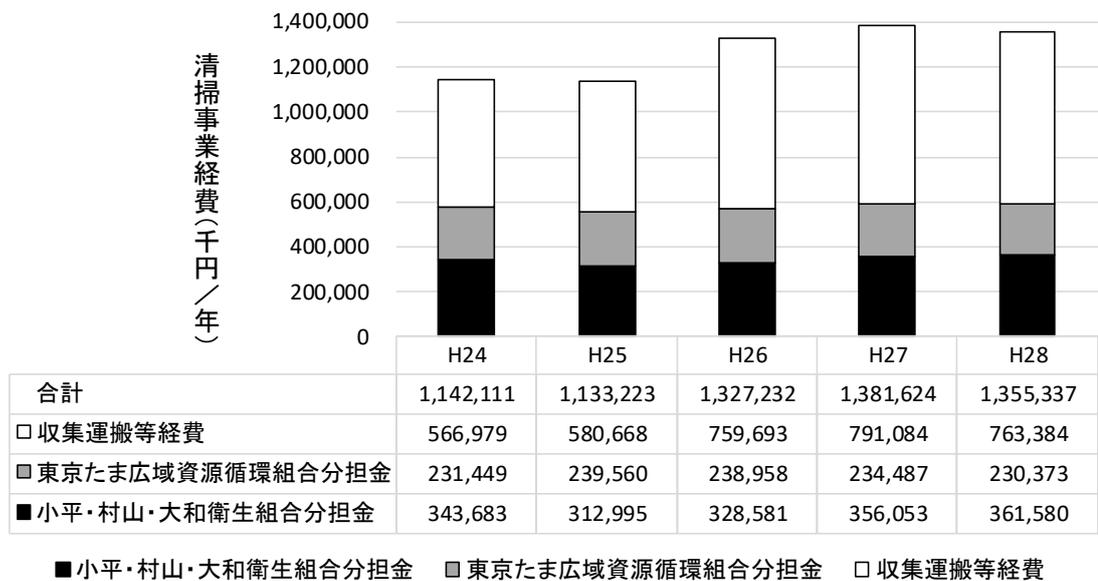
市では、これらの活動を支援するため、生ごみたい肥化容器等購入費の補助や資源物集団回収団体へ報償金を支出している。

また、廃棄物減量等推進員を自治会等からの推薦と公募で募り、各地域において、排出マナーの向上等に協力をいただいている。

5 ごみ処理経費

清掃事業の経費は、平成28年度決算において、約13億5,533万円で、市民一人当たり年間約15,774円となっている。

平成28年度決算額のうち、衛生組合の分担金は約3億6,158万円、循環組合への分担金は約2億3,037万円となっている。それぞれの負担額は、廃棄物の搬入量等に応じて決定される。



第5章 東大和市の廃棄物処理における課題

1 発生抑制・排出抑制

今後、より一層の廃棄物減量を推進するためには、発生抑制・排出抑制に積極的に取り組む必要がある。

ア 食品ロスへの取組み

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられてしまう食品を指す。廃棄物減量のためには、食品ロスの削減についても推進していく必要がある。

イ 市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量化

可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源物の減量、資源物の民間回収ルート(店頭回収等)を活用した排出方法など、廃棄物の排出抑制が図られるよう、意識改革につながる減量施策を展開していく。

ウ 拡大生産者責任への取組み

廃棄物減量を効果的に進めていくためには、循環型社会形成推進基本法の基本理念の一つである、拡大生産者責任の取組みが必要である。

そのため、ゼロエミッション活動(廃棄物を有効利用することにより、自然界への排出を限りなくゼロに近づけること)の普及など、企業の社会的責任の確立を強力に進めていく必要がある。

2 廃棄物の収集

ア 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減

容器包装リサイクル法では、収集・選別・保管の業務が、市町村の役割となっていることから、それらに係る費用の増大が課題となっている。

ペットボトルや白色トレイなどの容器包装廃棄物については、店頭回収の拡充を図り、民間回収ルートによるリサイクルを推進する必要がある。

また、市民の意識改革や消費活動の変化を促すことにより、リサイクルが容易で、かつ長期使用に耐えられる製品の開発へ、生産者を誘導することができる。

イ 戸別収集の導入の検討

従来のステーション収集では、利用者間のトラブルや事業系一般廃棄物と家庭廃棄物の適正排出等、様々な課題の解消が求められていたことから、家庭廃棄物の収集方式は、平成26年8月より、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについてステーション方式から戸別収集方式へと変更した（ただし、集合住宅及び開発地域等においてはステーション方式を継続している。）。

今後、他の資源物については、回収方法について検討する必要がある。

3 中間処理

ア リサイクル施設

現在の施設では、有害ごみ及び粗大ごみの中間処理作業を行っている。今後、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の更新等に伴い、作業内容について柔軟に対応していく必要がある。

イ 3市共同資源化事業

組織市及び衛生組合では、衛生組合のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、排出抑制や資源化基準の統一を図ることと併せ、3市共同資源物処理施設の整備と、不燃・粗大ごみ処理施設の更新を行うため、3市共同資源化事業に取り組んでいる。

平成26年9月、事業の全体像を示す「3市共同資源化事業基本構想」をまとめ、現在、この構想に基づき、循環型社会の形成に向けた取り組みを、共同で推進している。

ウ 衛生組合

現在の粗大ごみ処理施設は、建物の老朽化の他、騒音、臭気等の環境対策を十分に行うことが難しいため、3市共同資源物処理施設の整備と併せた施設の更新が、喫緊の課題となっている。

また、ごみ焼却施設については、3市共同資源化事業の進捗に合わせ、平成37年度の新施設稼働を予定している。

4 最終処分

循環組合では、二ツ塚処分場への廃棄物搬入量について、組織市それぞれに配分量を設け、減容化を義務付けている。

現在、当市における焼却灰の搬入状況は、搬入配分量を上回っている状況にあることから、更なる廃棄物の減量に努めていくことが求められている。

5 市民活動への支援

市民意識の改革を推進するため、諸活動への支援を継続していく必要がある。例として、地域清掃を行う団体に排出用の袋を提供することや、地域におけるイベント時にごみ投入用のカゴを貸出すことなどが挙げられる。

また、市民と行政は、互いに協力し合い、共通の認識のもと、課題に取り組んでいくことが重要である。環境問題に関心のある市民からボランティアを募り、廃棄物減量に向けた活動を推進することも有効である。

6 廃棄物処理費用の適正化

ア 廃棄物処理に係る財政負担の軽減

市民・事業者から排出される廃棄物の減量を図ることで、財政負担の軽減が見込まれる。

特に、衛生組合と循環組合の分担金の算出に当たっては、搬入量が基準となることから、減量意識を高めていくことが必要である。

イ 情報公開

平成19年6月、環境省において「一般廃棄物会計基準」が示されており、市が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを取り出し、事業に要する費用の把握を行う財務情報の管理と情報公開を行うこと等が掲げられている。

循環型社会の構築が求められる中、そのために取るべき具体的な施策の推進及び市民に対しての明確な説明のため、一般廃棄物の処理に係る経費の分析や評価を行うことが求められている。

第6章 廃棄物処理の主体と共同処理について

この計画における廃棄物の処理主体及び廃棄物の共同処理についての基本的な考え方は次のとおりとする。

1 収集・運搬

家庭廃棄物等の収集・運搬は本市独自で行う。

廃棄物の収集・運搬は、市民生活に密接に関係することから、市独自で行う。

また、事業者から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づく自己処理を推進する。ただし、1日当たりの平均排出量が10キログラム未満の事業者については、一般廃棄物の指定施設に支障を来さない範囲で、市への登録に基づき、指定収集袋等を用いた戸別収集を実施する。

2 中間処理

可燃ごみ等の中間処理については、衛生組合において共同処理する。

一部事務組合により、広域的に共同処理を行うことは、組織市それぞれが単独で処理施設を運営するより効率的であり、経費の軽減につながるなどのメリットがある。

衛生組合は、昭和40年2月から、組織市で共同処理を行ってきた実績があり、共同処理のメリットを図るためにも、今後も引き続き、共同処理を継続する。

現在、衛生組合のごみ処理施設の老朽化が課題となっており、組織市及び衛生組合で施設更新を進めていく。

ア 3市共同資源物処理施設の整備

資源化は、中間処理を行い、資源回収業者へ引き渡すものと、紙類、布類のように、収集後、直接資源回収業者へ持ち込むものの2つの方法により行う。

また、リサイクル施設については、「(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画 平成28年2月」において、平成31年度に稼働する予定である。

【3市共同資源物処理施設の計画概要】

施設の種類：容器包装リサイクル推進施設
施設の名称：小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設
処理能力：23トン/日
対象品目：容器包装プラスチック、ペットボトル
設置予定地：東大和市桜が丘2丁目122番地の2
整備年度：平成28年度～平成30年度

イ 不燃・粗大ごみ処理施設の更新

粗大ごみ処理施設については、「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画 平成28年2月」において、平成32年度に稼働する予定である。

【不燃・粗大ごみ処理施設の計画概要】

施設の種類：マテリアルリサイクル推進施設
施設の名称：(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
処理能力：28トン/日
対象品目：不燃ごみ、粗大ごみ
設置予定地：小平市中島町2番2号
整備年度：平成29年度～平成31年度

ウ 新ごみ焼却施設の更新

新たな焼却施設は、廃棄物の減量を踏まえた、将来の廃棄物量に応じた適切な規模としつつ、発電や熱回収の設備を設け、環境へ十分配慮した施設とする。

また、焼却施設の更新については、衛生組合において「(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画」を策定中であり、平成37年度を目途に稼働予定である。

【焼却施設の計画概要】

施設の種類：エネルギー回収型廃棄物処理施設
施設の名称：(仮称)新ごみ焼却施設
処理能力：236トン/日(予定)
設置予定地：小平市中島町2番1号
整備年度：平成32年度～平成39年度

3 最終処分

最終処分は、多摩地区 25 市 1 町で組織する循環組合において共同処理を行う。

市の土地利用等の状況から、市内に最終処分場を確保することは困難であるため、昭和55年度から、一部事務組合を組織して最終処分を実施してきた。

今後も引き続き、日の出町の協力のもと共同処理を継続する。

二ツ塚処分場の延命化のため、組織市及び衛生組合では、埋立ゼロに向けた取組みを推進していく。

第7章 今後の排出物の発生と処理の目標

廃棄物減量の推進指標として、次の1～3の目標を設定する。

1 目標1 市民一人1日当たりの廃棄物排出量は650g以下を目指す（総排出量）

廃棄物を減量し、平成34年度までに、市民一人1日当たりの排出量は、650g以下を目指す。（平成28年度実績 679.7g/人・日）

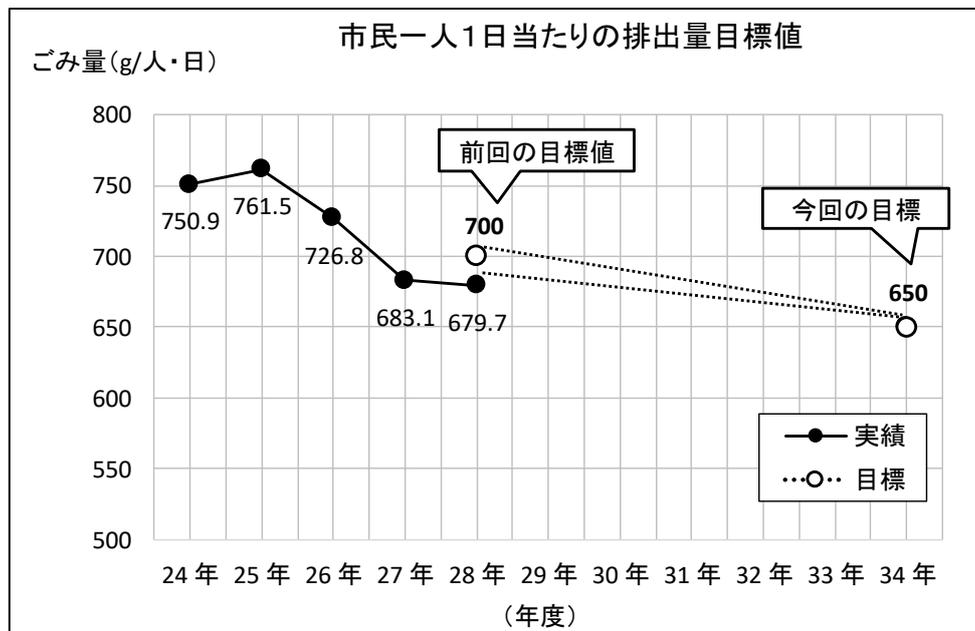
市民一人1日当たりの排出量（排出原単位）を、排出抑制施策のための目標数値として設定する。

この目標値を達成するためには、具体的に「市民一人が1日当たり、砂糖大さじ3杯（約30g）の減量」を目指す必要がある。

この数値には、事業系一般廃棄物も含まれていることから、事業者に対する減量指導を推進し、市民、事業者の理解と協力のもと、発生・排出抑制に取り組む。

また、食品廃棄物について、生ごみの水切りの徹底や自家処理のための支援、食品ロスの削減に努める。

目標値と実績値については、広報紙等を通じて、積極的に情報を発信していく。

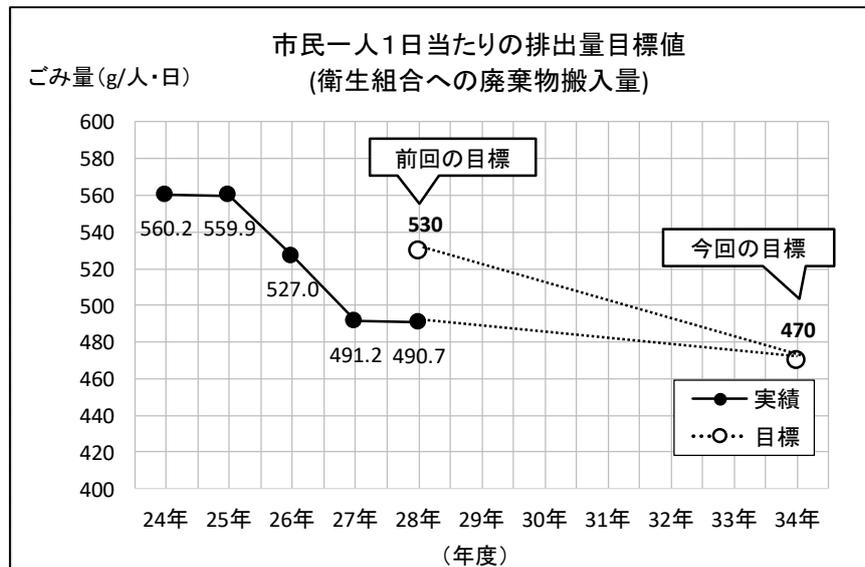


2 目標2 衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)は一人1日当たり470g以下を目指す

発生抑制と再使用により、平成34年度までに、市民一人1日当たりの搬入量は、470g以下を目指す。

(平成28年度実績 490.7g/人・日)

衛生組合へ搬入される廃棄物には、事業系一般廃棄物も含まれているが、主なものは家庭から排出される廃棄物であることから、家庭廃棄物の減量を図る上での目標数値として設定する。



3 目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す

最終処分量を減らし、平成34年度までに、搬入配分量以下を目指す。

平成28年度	搬入量	搬入配分量
焼却灰	1,810 t	1,624 t
破碎不燃ごみ	10 m ³	39 m ³

平成26年10月より開始した家庭廃棄物の有料化により、可燃ごみ及び不燃ごみの量は減少しているが、焼却灰については、搬入配分量を超えている状況にある。

今後、新たな施策の推進により、二ツ塚処分場への搬入量を減少させ、搬入配分量を下回るよう努める。

第8章 目標達成のための施策 (市民・事業者と歩むごみゼロ作戦)

1 施策の体系

施策項目	施策内容
1 目標達成のための具体的な施策	
(1)発生・排出抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ①事業系一般廃棄物の自己処理の推進 ②食品ロス・食品廃棄物等の削減 ③粗大ごみのリサイクル、金属製品の資源回収 ④せん定枝の資源回収・チップ化 ⑤不用食器のリユース
(2)適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①資源物収集の見直し ②紙類の分別の徹底
(3)収集体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ①戸別収集の徹底及び拡充 ②資源物(古紙等)持ち去り防止 ③排出困難者に対する廃棄物収集体制の検討 ④空き缶回収ボックス「かんがるー」等拠点回収廃止の検討
2 市民・事業者への情報提供、指導	
(1)情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ①デザインを工夫した、分かりやすい広報の作成 ②ごろすけだよりの定期発行 ③ごみ分別アプリ、ホームページによる情報提供の充実 ④ごみ排出カレンダーの作成 ⑤ごみ分別ガイドの見直し・充実
(2)市民対応	<ul style="list-style-type: none"> ①収集事業者との連携 ②市民との連携 ③出前説明会の充実
(3)リサイクル製品の使用	<ul style="list-style-type: none"> ①購入用品(紙・文具・被服等)のリサイクル製品の積極的使用 ②土木建築工事におけるリサイクル資材の積極的使用 ③リサイクル製品の利用促進に向けた啓発
3 環境学習プログラムの提供	
(1)社会教育における環境学習プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ①講座の実施 ②ごみ処理施設等見学会の実施
(2)学校教育における環境学習プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ①児童、生徒への環境学習講座の開催 ②ごみ体験学習の実施 ③リサイクル施設での見学等の受入れ ④教育委員会との協力体制の構築

4 市民・事業者・他自治体との連携	
(1)市民活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①生ごみたい肥化事業の継続 ②生ごみたい肥化容器購入に対する補助制度の拡充 ③コンポスター貸付の継続 ④廃棄物減量等推進員との連携 ⑤地域イベント開催時の分別かご等の貸出し
(2)市民の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ①「環境市民の集い」への参加 ②イベント開催時の分別の徹底・ごみ持ち帰り運動の実施 ③講座、イベント等の実施 ④市民ボランティアと連携した事業活動の推進 ⑤マイバッグキャンペーンの実施
(3)資源物集団回収の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①資源物集団回収団体の育成 ②資源物回収業者への支援
(4)事業者との協力	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者を対象とした分別排出の指導 ②衛生組合への搬入廃棄物の状況確認、個別指導等の強化 ③過剰包装の排除・簡易包装の推進 ④レジ袋削減の推進 ⑤生産者側における自社製品の回収、リサイクルシステムの確立(拡大生産者責任)
(5)他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①衛生組合、組織市、循環組合との連携 ②先進事例の調査、視察等の実施
5 処理費用の負担と処理責任の適正化	
	①組織市間でのごみ処理手数料の均衡
6 新たな中間処理施設の運用	
	①安定した資源の循環的利用の促進
	②廃棄物処理施設の計画的更新
7 最終処分場の延命化	
	①埋立処分量ゼロを目指した取組み
8 国・都への要望	
	①拡大生産者責任の確立に向けた要望
	②施設整備費等、自治体への補助拡大の要望

施策1 目標達成のための具体的な施策

(1) 発生・排出抑制対策

ア 方針

廃棄物の減量を進めるには、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割分担を踏まえた取組みを、積極的に実践することが必要である。

徹底した分別排出や店頭回収の利用促進など、廃棄物を排出する前に、減量に取り組むことが最も重要である。

イ 施策内容

発生抑制を進めていくためには、市民及び事業者の意識改革が重要であり、廃棄物の減量を意識したライフスタイルの見直しを図る必要がある。そのためには、市が積極的に適切な分別排出について啓発し、廃棄物を出さない工夫について、市民、事業者とともに考えていく必要がある。

例えば、食品ロスについて、市民は必要な分だけ食材を購入するなど、食べ残しがないように心がけ、事業者は需要予測に基づく仕入れ及び販売により余剰在庫や廃棄を削減するなどの取組みが必要である。行政は情報を提供し、普及啓発に努めていく。

また、事業者に対しては、積極的な店頭回収の実施など、拡大生産者責任への取組みを要請していく。

①事業系一般廃棄物の自己処理の推進

- ・事業者に対し、徹底した分別排出の呼びかけを行い、廃棄物の更なる減量を目指す。
- ・事業者による民間施設への搬入を促す環境作りについて検討する。

②食品ロス・食品廃棄物等の削減

- ・フードバンク活動を実施。
- ・食べきり協力店を推奨。
- ・優良事例など、食品ロスの取組みについて情報を提供（市報、冊子、ホームページ、アプリ等）。
- ・講座、教室、展示、セミナー、キャンペーン及びイベント等（3キリ運動、3010運動）の実施を検討。

③粗大ごみのリサイクル・金属製品の資源回収

- ・市内の資源物等選別作業倉庫において粗大ごみを解体し、鉄類や小型家電を資源として回収する。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設の更新や資源化基準の統一等、事務の進捗を考慮し、対象品目や作業内容について見直す。

④せん定枝の資源回収・チップ化

- ・農家からの依頼に基づいて、せん定枝一次破碎車で現地に赴き、せん定枝をチップ化する。
- ・家庭から出るせん定枝の資源化等について検討する。

⑤不用食器のリユース

- ・週に1回、不用食器を回収する。適正な利用の周知を行うとともに、リユース可能なものは展示し、希望者に提供する。
- ・開催については、定期開催(週一)から臨時開催(イベント時)など、リユース活動の状況に応じて変更も検討する。

(2) 適正処理の推進

ア 方針

民間回収ルートを活用した資源物の適正処理を推進する。

イ 施策内容

ごみの組成状況によると、可燃ごみに相当量の資源物が混入している。特に紙類が多くみられることから、排出段階における分別の徹底が必要である。

①資源物収集の見直し

- ・飲料容器(缶・びん・ペットボトル)の収集方法等について検討する。
- ・組織市で協議を行い、資源化基準の統一を図る。

②紙類の分別の徹底(特に分別率の低い雑紙類)

- ・廃棄物広報紙「ごろすけだより」とともに雑紙回収袋を配布する。
- ・市民・事業者に対する協力依頼・普及啓発の強化を図る。

(3) 収集体制の検討

ア 方針

平成26年8月より、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、ステーション方式から戸別収集へと変更した。今後、他の資源物については、回収方法等について検討する。

イ 施策内容

戸別収集のあり方や、廃棄物の排出が困難な高齢者等への対応について、福祉の視点に立った収集方法について検討する必要がある。

① 戸別収集の徹底及び拡充

- ・ 戸建住宅から出る可燃ごみ等（資源物、開発地域等(集積所収集の場所)を除く）の戸別収集を徹底する。
- ・ 戸別収集の現状を把握する。
- ・ 排出状況のパトロール強化を検討する。
- ・ 資源物の回収方法について検討する。

② 資源物（古紙等）持ち去り防止

- ・ パトロールを実施し、排出されている古紙に持ち去り防止シールを貼付する。
- ・ 広報紙等により周知を充実させる。

③ 排出困難者に対する廃棄物収集体制の検討

- ・ 清原街道団地内に、自治会の協力を得て、ヘルパー専用の集積所（時間・曜日の制限なく使用可能）を設置し、排出困難者に対する収集支援を実施していることから、その効果を検証する。
- ・ 上記の実施を踏まえ、導入地区の増加を検討する。
- ・ 関係部局との調整・連携を図る。

④ 空き缶回収ボックス「かんがるー」等拠点回収廃止の検討

- ・ 資源物回収方法の変遷に伴い、既存の空き缶回収ボックス「かんがるー」等、拠点回収を段階的に廃止する。
- ・ 資源物回収方法を検討する。

施策2 市民・事業者への情報提供、指導

(1) 情報の提供

ア 方針

分かりやすい広報の作成に努め、排出マナーの向上や適正な分別排出について、市民に啓発を行い、理解を深めることで循環型社会への意識を高める。

イ 施策内容

ごみ分別ガイド、ごみ排出カレンダー、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の発行及びホームページ、スマートフォンアプリを利用した情報提供に努め、市の施策を積極的に PR していく。

①デザインを工夫した、分かりやすい広報の作成

- ・イラストを用いた市報作成を実施する。
- ・廃棄物広報紙「ごろすけだより」の認知度上昇のため、積極的に PR を実施する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集に努める。

②ごろすけだよりの定期発行

- ・廃棄物広報紙「ごろすけだより」を定期発行し、戸別配布を行う。
- ・市民からの意見を内容に反映する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集に努める。

③ごみ分別アプリ、ホームページによる情報提供の充実

- ・ごみ分別アプリ、ホームページに様々な情報を掲載し、周知活動に努める。
- ・随時、適切な更新を行っていく。
- ・事業者・NPO 等が行っている、ごみ減量に関する事例を紹介する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集を行い、周知に努める。

④ごみ排出カレンダーの作成

- ・ごみ排出カレンダーを作成し、戸別配布を行う。
- ・外国語版の作成を検討する。
- ・必要とされる情報の把握に努め、内容を更新する。

⑤ごみ分別ガイドの見直し・充実

- ・ごみ分別ガイドを改正し、ごみ対策課窓口及び各公共施設で配布を行う(ごみ対策課窓口においては、日、英、中、韓に対応したのもも配布している)。
- ・必要とされる情報の把握に努め、内容を更新する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集を行い、周知に努める。

(2) 市民対応

ア 方針

市民を対象に説明会を開催し、積極的な情報提供に努める。収集事業者及び市民との連携を図ることにより、収集時の適切な対応の実現と市民が抱える問題の把握を目指す。

イ 施策内容

収集事業者及び市民との連携を図る。

市民及び自治会等の要望に応えた出前説明会を行う。

また、分別や収集方法の変更など、制度の変更に際しては、積極的な説明会の開催により、市民の協力を求めている。

①出前説明会の充実

- ・市民・自治会等の要望に応え、市民の側へ出向き、分別等ごみについての説明(出前説明会)を実施する。
- ・分別、収集方法、制度変更時において、積極的に説明会を開催する。

②収集事業者との連携

- ・収集業者との連携の強化及び情報の共有を図り、収集時の適切な市民対応を実施する。

③市民との連携

- ・積極的な現場調査を行い、市民が抱える問題を把握する。

(3) リサイクル製品の使用

ア 方針

環境への負荷を低減するために、再生資源から作られたリサイクル製品を活用する。

イ 施策内容

再生品利用促進を図るため、市民及び事業者へのリサイクル製品の利用促進に向けた取り組みを進める。

① 土木建築工事におけるリサイクル資材の積極的使用(路盤材、骨材等)

- ・エコセメントを積極的に利用する。
- ・事業目的の周知を実施する。

② リサイクル製品の利用促進に向けた啓発

- ・普及啓発を行う。
- ・事業目的の周知を実施する。

施策3 環境学習プログラムの提供

(1) 社会教育における環境学習プログラム

ア 方針

市民向けの環境学習プログラムを作成し、多くの市民が廃棄物問題、環境問題に関心を持つように努める。市民一人ひとりが循環型社会を意識し、廃棄物の減量や資源化につながるよう意識の高揚を目指す。

イ 施策内容

庁内他課やボランティア団体等との連携により、環境学習プログラムを作成する。また、ごみ処理施設等の見学会について、庁内他課及び他団体等との連携によって企画する。

① 講座の実施

- ・市民・事業者向けの講座等を企画・実施に努める。

②ごみ処理施設等見学会の実施

- ・自治会等を対象に、各地のごみ処理施設の見学を行い、ごみ分別と減量化の意識高揚を図る。
- ・一般市民向けに参加を募集する見学会を開催する。

(2) 学校教育における環境学習プログラム

ア 方針

次世代を担う子どもたちが廃棄物問題、環境問題に関心を持つように長期的な視点から人材育成に努める。

イ 施策内容

教育委員会との協力体制を築き、子どもたちが廃棄物問題、環境問題に接する機会を設ける。環境学習講座や、体験学習など参加型のプログラムの開催を検討する。

①児童、生徒への環境学習講座の開催

- ・環境学習講座を開催する。
- ・事業目的の周知を実施する。

②ごみ体験学習の実施

- ・収集事業者の協力を得て、パッカー車へのごみ投入体験、コンポスターを用いた生ごみたい肥化の実践等を実施する。
- ・収集事業者等と連携し、ごみ体験学習を実施する。

③ごみ処理施設での見学等の受入れ

- ・衛生組合の協力を得て、施設見学等の受入れを実施する。
- ・3市共同資源物処理施設での受入れについては、施設の更新に沿って検討する。

④教育委員会との協力体制の構築

- ・教育委員会との調整を行う。

施策4 市民・事業者・他自治体との連携

(1) 市民活動との連携

ア 方針

市民が日常的に取り組んでいる廃棄物減量やリサイクル活動との連携を強化し、施策の取組みを推進する。

イ 施策内容

生ごみの減量を推進するための施策として、生ごみ減量事業やたい肥化容器購入に伴う補助制度の拡充を図る。また、廃棄物減量等推進員と連携し、より多くの市民の意見を把握する。

①生ごみたい肥化事業の継続

- ・登録した世帯の生ごみを戸別収集する。
- ・収集した生ごみを、市のストックヤードにおいて、コンポスターでたい肥化する。
- ・回収を希望する声に応じ、拡大を検討する。
- ・処理方法について検討する。

②生ごみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充

- ・現状では、コンポスター等(メーカーは自由)を購入した費用の一部補助(約2分の1、上限1万円)を行っており、対象は密閉容器(上限2個)、発酵資材(上限3kg)、コンポスター(上限1基)となっている。
- ・補助額等の拡大を検討する。
- ・補助対象とする製品・種類について検討する(段ボールコンポスト等)。

③コンポスター貸付制度の継続

- ・コンポスターの使用を望む市民(個人)に対し、無償で貸付を行う。
- ・集合住宅用のコンポスターの貸付について検討する。

④廃棄物減量等推進員との連携

- ・ 廃棄物減量等推進員の情報提供により、収集現場の実態を把握し、情報を共有する。
- ・ 排出時における課題及び問題点等とその改善策について協議する。
- ・ 廃棄物減量等推進員の情報提供により、広報物についての市民意見を把握し、廃棄物広報紙「ごろすけだより」等の発行に反映させる。
- ・ 廃棄物減量等推進員と連携し、より多くの市民の意見を把握する。

⑤地域イベント開催時の分別かご等の貸出し

- ・ 地域清掃時やイベント時にごみまたは資源分別用のカゴの貸出しを実施する。

(2) 市民の意識改革

ア 方針

市民の廃棄物や環境に対する関心を高め、廃棄物の減量を意識したライフスタイルを推進し、意識啓発を促す。

イ 施策内容

「環境市民の集い」へ積極的に参加するとともに、市で開催するイベントの参加者に対して、ごみの分別の徹底や、ごみ持ち帰り運動の実践を依頼する。市民への意識啓発の一貫として、マイバッグキャンペーンを実施する。

①環境市民の集いへの参加

- ・ 専用ブースを設けごみ減量の啓発を行う。
- ・ ごみ・資源にかかる啓発資料等の展示。
- ・ 体験型イベントの実施(例：生ごみたい肥化実習等)。

②イベント開催時の分別の徹底及びごみ持ち帰り運動の実施

- ・ 「環境市民の集い」や「産業まつり」等で、ごみの持ち帰りを呼びかける。
- ・ イベント時に分別用のごみ箱を設置し、分別の徹底を図る。
- ・ ボランティア等の活用を検討する。

③講座、イベント等の実施

- ・ 市民向けの講座、イベント等を企画及び実施する。

④市民ボランティアと連携した事業活動の推進

- ・NPO、市民団体、ボランティア等と共同で取組む事業について検討する。
- ・NPO、市民団体、ボランティア等に、講演等の依頼をする。
- ・イベント時のごみ持ち帰り運動への参加を依頼する。

⑤マイバックキャンペーンの実施

- ・市報や廃棄物広報紙「ごろすけだより」への掲載、庁用車等での周知の継続。
- ・情報発信やイベント等でのさらなる普及啓発を図る。
- ・利用者拡大のための取組みについて検討する。

(3) 資源物集団回収の支援

ア 方針

資源物集団回収は、廃棄物の減量とリサイクルの推進に大きな役割と効果をもたらしており、今後も支援を継続する。

取扱品目は現在、金属類、びん類、プラスチック類、紙類、布類の5品目としているが、今後、品目の拡大について検討する。

イ 施策内容

現状では、資源物集団回収団体への支援は、回収量1kg当たり、「缶・びん・金属等」8円、「紙類・布類」6円の報償金となっている。今後も資源物集団回収への支援を継続し、報償金額等については、状況に応じて見直しを検討する。

①資源物集団回収団体の育成

- ・資源物集団回収について積極的に周知し、実施団体の育成を図る。

②資源物回収業者への支援

- ・資源物回収業者への報償金については、現状、有価で取引されていることから、支援内容について見直しを検討する。

(4) 事業者との協力

ア 方針

事業活動による廃棄物は、本来事業者が自己処理することが原則である。

事業者は、廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを積極的に推進すべきであり、市はこのために必要な支援及び指導を行う。

イ 施策内容

市は、事業者の廃棄物排出状況及び衛生組合への搬入廃棄物を把握し、排出に問題のある事業者を確認した場合、指導を実施する。また、簡易包装、レジ袋の削減を推進する。

①事業者を対象とした分別排出の指導

- ・排出に問題のある事業者を訪問し、指導を実施する。

②衛生組合への搬入廃棄物の状況調査、個別指導等の強化

- ・衛生組合にて、抜き打ちで搬入物の内容確認を実施する。

③過剰包装の排除・簡易包装の推進

- ・独自に取り組んでいる事業者を把握する。
- ・広報等での周知または事業者との連携を図る。

④レジ袋削減の推進

- ・独自に取り組んでいる事業者から情報を収集し、他の事業者へ削減を呼びかける。

⑤生産者側における自社製品の回収、リサイクルシステムの確立(拡大生産者責任)

- ・事業者の取組み事例に関する情報発信を行う。
- ・リサイクル協力店との連携を強化する。
- ・民間回収ルートへの確立に向けた取組みを進める。

(5) 他機関との連携

ア 方針

施策を効果的に推進するため、他の自治体や関連団体等との連携を図る。

イ 施策内容

衛生組合、循環組合及び組織市と定期的な連絡・調整を図りながら、事業の推進を行うとともに、廃棄物処理、リサイクル等についての先進事例の調査、視察等を行い、有用な情報の共有化を図る。

①衛生組合、循環組合、組織市との連携

- ・衛生組合、循環組合及び組織市との担当者会議等により、情報共有を図る。

②先進事例の調査、視察等の実施

- ・他自治体での先進事例などを調査し、導入の可否等を検討する。

施策5 処理費用の負担のあり方の検討

ア 方針

国における動向は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」により、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されており、多摩地区26市の状況も、24市において有料化の導入が図られている。

当市においては、平成26年10月より家庭廃棄物の有料化を実施した。

イ 施策内容

廃棄物処理手数料については、処理に要する経費を勘案し、近隣市の動向等も踏まえ、廃棄物処理に係る費用負担の均衡を図る。

①組織市間でのごみ処理手数料の均衡

- ・事業系一般廃棄物の処理手数料の改定について検討する(3市共通)。
- ・適正な処理手数料について検討する。
- ・事業者への周知を徹底する(各種媒体による情報発信等)。

施策6 新たな中間処理施設の運用

ア 方針

新たな中間処理施設の運用については「3市共同資源化事業基本構想」に基づき、共同処理を推進していく。

イ 施策内容

安定した資源の循環的利用の促進を目指し、容器包装プラスチックとペットボトルについては、衛生組合において共同処理する。

①安定した資源の循環的利用の促進

- ・3市共同資源物処理施設は平成31年度稼働予定（衛生組合で実施）。

②廃棄物処理施設の計画的更新

- ・不燃・粗大ごみ処理施設は平成32年度稼働予定（衛生組合で実施）。
- ・新ごみ焼却施設は平成37年度稼働予定（衛生組合で実施）。

施策7 最終処分場の延命化

ア 方針

最終処分場の確保は、極めて困難であるため、日の出町の協力のもと、循環組合とともに、既存施設の延命を図る。

イ 施策内容

二ツ塚処分場への搬入廃棄物の減容に努める。

①埋立処分量ゼロを目指した取組み

- ・拠点収集及び粗大ごみで出された小型家電や鉄類を資源化する。
- ・不燃・粗大ごみ処理施設の更新に伴い、搬入廃棄物の減量・中間処理・資源化等について検討する。

施策8 国・都への要望

ア 方針

循環型社会を構築するために、市民、事業者、行政が一体となって施策を展開できるよう、国や都への協力を求めるとともに要望を行う。

イ 施策内容

市長会等を通じて、国や都へ法整備等を要望する。

- ①拡大生産者責任の確立に向けた要望
 - ・会議やセミナー等において、国または都に対し要望する。

- ②施設整備費等、自治体への補助拡大の要望
 - ・会議やセミナー等において、国または都に対し要望する。

2 計画管理

(1) 計画管理の方法

計画管理は、次のように実施する。

ア 各年度当初

- ・前年度までの事業の実施状況をチェックする。
- ・前年度の実績をとりまとめ、計画管理指標を計算する。
- ・事業の実施状況、計画管理指標ならびにその他のデータをもとに、当該年度における対応方針を検討する。また、必要に応じて、次年度以降の新規施策の導入等を検討する。
- ・事業の実施状況及び計画管理指標が本計画と大幅に異なった場合やその他大きな状況の変化があった場合等は、本計画の見直しを検討する。

イ 基本計画改定年度

平成34年度には、事業の実施状況、計画達成管理指標の推移をはじめ、全体としての本計画の達成状況を評価した上、新たな基本計画の策定作業を行う。

(2) 計画管理指標の公表

施策の進捗状況をチェックするため、次のような数値を毎年算出し、市民に公表していく。

ア 排出量

『排出量 (t/年)』

= 可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量 + 有害ごみ量 + 資源物量 + 集団回収量』

イ 排出原単位

『排出原単位 (g/人・日)』

= (総ごみ量 + 集団回収量) (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 年間日数 (日)』

ウ リサイクル率

『リサイクル率 (%)』

= (資源ごみからの資源化量 + 集団回収量 + 収集後資源化量) ÷ (総ごみ量 + 集団回収量)』

エ 最終処分量

『最終処分量 = 埋立て(不燃ごみ)搬入量 + 焼却残さ搬入量 (エコセメント化)』

(3) 計画管理シート

計画管理シート平成20～24年度												
年度	人口 (人)	ア:排出量 (t/年)	イ:排出原単位 (g/人・日)		ウ:リサイクル率 (%)		エ:最終処分量				埋立て重量 (t/年)	原単位実績 (g/人・日)
			実績	実績	実績	実績	搬入配分量		焼却残さ			
			実績	実績	実績	実績	埋立て(不燃ごみ) (m ³ /年)	搬入量実績 (m ³ /年)	搬入配分量 (t/年)	搬入量実績 (t/年)		
20	83,139	25,697	846.8	32.5	66	1,836	エコセメント化 2,428	48	1.6	不燃 43,粗大5	20	0.7
21	83,466	24,220	795.0	36.4	26	2,003	エコセメント化 2,066	16	0.5	不燃 15,粗大5	13	0.4
22	83,928	24,173	800g/人・日以下 789.1	35%以上	19	1,618	エコセメント化 2,089	11	0.3	不燃 12,粗大4	9	0.3
23	84,415	23,479	759.9	36.0	15	1,535	エコセメント化 2,152	13	0.4	不燃 11,粗大2	11	0.3
24	84,749	23,228	750.9		13	1,476	エコセメント化 2,105	11	0.3	不燃9,粗大2		

計画管理シート平成25～29年度												
年度	人口 (人)	ア:排出量 (t/年)	イ:排出原単位 (g/人・日)		ウ:リサイクル率 (%)		エ:最終処分量				埋立て重量 (t/年)	原単位実績 (g/人・日)
			実績	実績	実績	実績	搬入配分量		焼却残さ			
			実績	実績	実績	実績	埋立て(不燃ごみ) (m ³ /年)	搬入量実績 (m ³ /年)	搬入配分量 (t/年)	搬入量実績 (t/年)		
25	84,597	23,514	761.5	36.7	24	1,506	エコセメント化 2,041	20	0.7	不燃16,粗大4	24	0.8
26	86,088	22,839	726.8	37.7	29	1,593	エコセメント化 1,994	12	0.4	不燃20,粗大5	9	0.3
27	86,211	21,555	700g/人・日以下 683.1	38.0	13	1,610	エコセメント化 1,824	9	0.3	不燃9,粗大3		
28	85,920	21,317	679.7	37.5	10	1,624	エコセメント化 1,810	9	0.3	不燃6,粗大3		
29	86,266						エコセメント化					

第8章 目標達成のための施策(市民・事業者と歩むごみゼロ作戦)

計画管理シート平成30～34年度

年度	人口(人)		ア:排出量(t/年)		イ:排出原単位(g/人・日)		ウ:リサイクル率(%)		エ:最終処分量					
	推計	実績	実績	実績	目標	実績	実績	実績	埋立て(不燃ごみ)	搬入配分量	焼却残さ	目標	埋立て重量	
	27年度推計								搬入配分量	搬入量実績	搬入配分量	搬入量実績	(t/年)	原単位実績
									(m³/年)	(m³/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	
30	86,352													
31	86,439													
32	86,525			650g/人・日以下										
33	86,428													
34	86,331													

平成29年から34年の人口推計は、東大和市人口ビジョン(平成27年10月)から推計

資料編

2 人口動態

直近10年の人口動態は、以下のとおりである。

平成28年中の自然動態は、出生720人、死亡748人で差し引き28人減少した。

社会動態は、転入3,307人、転出3,418人で差し引き111人減少した。

表 2-1 人口動態（1月1日比較）

（単位：人）

年次	年間 増加数	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増
平成19年	1,302	810	545	265	4,759	3,722	1,037
平成20年	-3	775	677	98	3,473	3,574	-101
平成21年	351	751	636	115	3,700	3,464	236
平成22年	602	778	639	139	3,766	3,303	463
平成23年	207	699	678	21	3,297	3,111	186
平成24年	392	765	694	71	3,733	3,412	321
平成25年	452	691	694	-3	3,860	3,405	455
平成26年	872	692	667	25	4,032	3,185	847
平成27年	-102	778	780	-2	3,231	3,331	-100
平成28年	-139	720	748	-28	3,307	3,418	-111

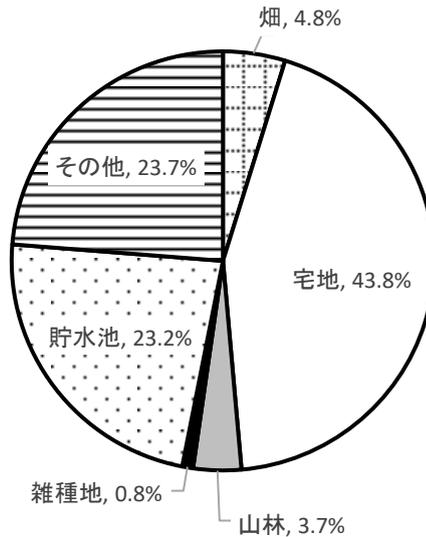
資料：平成28年版統計東やまと

3 土地利用

土地利用の状況は、以下のとおりである。

平成 28 年 1 月 1 日現在の状況では、宅地 43.8%、貯水池 23.2%、畑 4.8%、山林 3.7%、雑種地 0.8%、その他 23.7%である。

図 3-1 地目別割合（平成 28 年 1 月 1 日現在）



資料：平成 28 年版統計東やまと

用途地域種別面積は、以下のとおりである。

表 3-1 用途地域種別面積

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

	用途地域種別									
	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域(特別工業地区)
面積(約ha)	932.4	146.8	59.8	64.0	5.8	28.9	33.6	8.4	2.4	71.9
構成比(約%)	68.8	10.8	4.4	4.7	0.4	2.1	2.5	0.6	0.2	5.3

注：面積（ha）については、都市計画決定面積とする。単位未満は四捨五入をしたため実際の値と異なる。

資料：平成 28 年版統計東やまと

4 産業の状況

4-1 業種別事業所数

業種別事業所数は、以下のとおりである。

平成 26 年の状況では、事業所総数 2,662 か所（100%）に対し、第一次産業が 0.04%、第二次産業が 18.86%、第三次産業が 81.10%で、特に第三次産業の卸売・小売が多い。

表 4-1 業種別事業所数

(単位：か所)

年次		平成 16年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 26年
基準日		6月1日	6月1日	7月1日	2月1日	7月1日
総数		2,432	2,741	2,835	2,559	2,662
第一次産業	農業	2	3	2	1	1
	林業	-	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-	-
第二次産業	鉱業	-	-	-	-	-
	建設業	321	370	396	362	365
	製造業	149	152	157	140	137
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	4	2	1	2
	情報通信業	11	21	39	31	21
	運輸業	44	47	59	55	49
	卸売・小売	711	723	691	615	626
	金融・保険業	32	34	34	36	33
	不動産業	101	121	183	171	184
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	108	93	106
	飲食・宿泊サービス業	357	375	375	351	333
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	264	250	245
	教育・学習支援	99	144	147	107	144
	医療・福祉	155	221	236	215	274
	複合サービス業	4	12	11	9	11
	サービス業（他に分類されないもの）	446	502	119	122	119
公務	…	12	12	…	12	

注：「-」・・・数値が皆無（0）、「…」・・・資料なし

資料：平成 28 年版統計東やまと

4-2 業種別従業者数

業種別従業者数は、以下のとおりである。

平成 26 年度の産業別従業員数の状況では、総数で 24,973 人（100%）に対し、第一次産業が 0.04%、第二次産業が 15.01%、第三次産業が 84.95%である。

表 4-2 業種別従業者数

(単位：人)

年次		平成 16年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 26年
基準日		6月1日	6月1日	7月1日	2月1日	7月1日
総数		21,257	24,914	25,413	22,722	24,973
第一次産業	農業	14	28	22	10	10
	林業	-	-	-	-	-
	漁業	-	-	-	-	-
第二次産業	鉱業	-	-	-	-	-
	建設業	1,698	1,863	2,072	1,795	1,762
	製造業	2,479	2,597	1,987	2,191	1,986
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	18	18	50	59
	情報通信業	169	236	471	347	287
	運輸業	1,539	1,215	1,349	1,317	1,217
	卸売・小売	6,363	6,557	6,393	5,522	5,860
	金融・保険業	320	326	342	490	369
	不動産業	442	683	812	766	640
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	588	522	626
	飲食・宿泊サービス業	2,233	2,686	2,865	2,778	2,477
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	1,539	1,463	1,244
	教育・学習支援	595	1,404	1,439	617	1,589
	医療・福祉	2,348	3,336	3,689	3,891	4,798
	複合サービス業	47	105	97	88	98
	サービス業(他に分類されないもの)	3,010	3,116	978	875	922
公務	...	744	752	...	1,029	

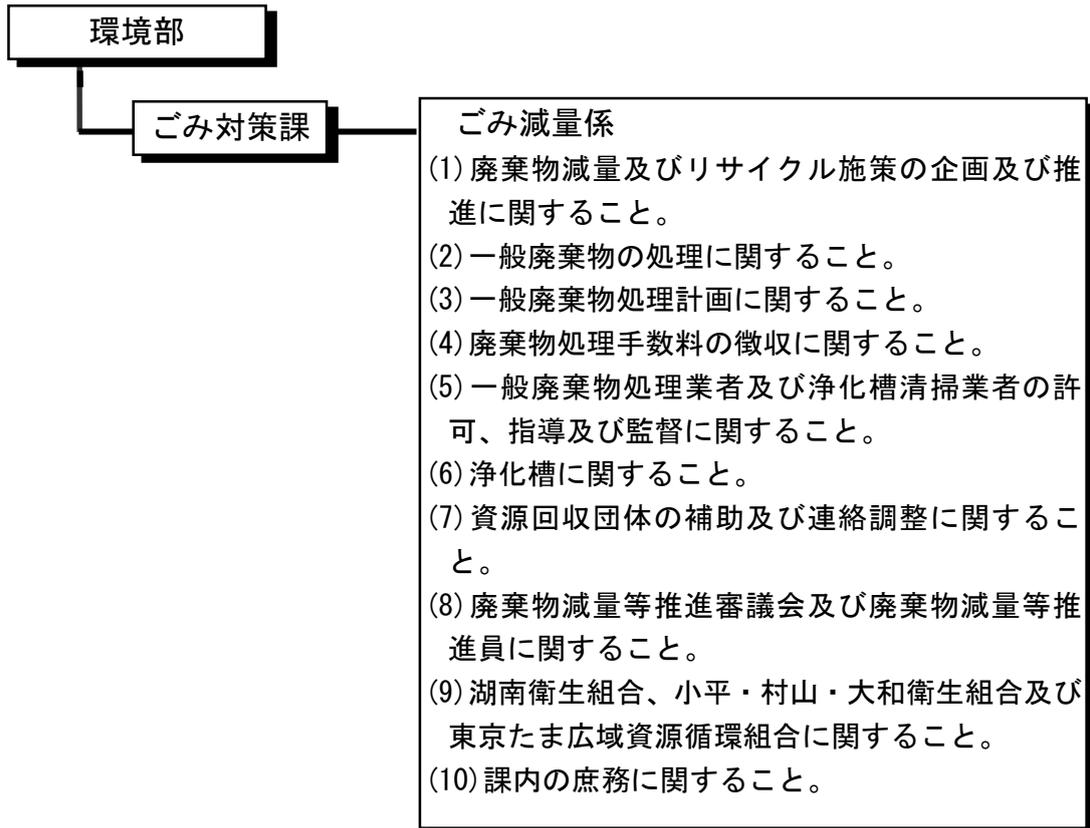
注：「-」・・・数値が皆無（0）、「…」・・・資料なし

資料：平成 28 年版統計東やまと

資料2 清掃事業の現状

組織体制

清掃事業は、環境部ごみ対策課が、次の事務分掌により行っている。



1 概要

1-1 清掃事業の沿革

清掃事業の沿革を以下に示す。

表 1-1 清掃事業の沿革

	内 容
昭和38年度	大和町全域が特別清掃区域に指定される。昭和38年度実績 ごみ処理実施世帯 2,343世帯 収集ステーション 180か所 可燃物 週2回、不燃物 週1回の収集 収集運搬は町直営及び民間委託 町の収集車輛 2台 収集手数料 有料
昭和40年度	1市2町（小平市、村山町、大和町）による一部事務組合を設立（小平・村山・大和衛生組合）し、共同処理事業に移行
昭和45年度	一般家庭収集手数料を無料とする。
昭和51年度	東京都市廃棄物処分地管理組合（一部事務組合）設立・加入
昭和52年度	市内3モデル地区において有価物を収集（～昭和57年度） 上北台地区、芋窪地区、第一光が丘地区
昭和54年度	処理手数料の改定
昭和55年度	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合設立・加入 構成：25市2町
昭和60年度	ごみ収集業務を民間委託 市直営は、粗大ごみ・犬猫等の死体処理となった。 有価物集団回収報償金交付制度の実施 資源物集団回収推進報償金交付制度 資源物回収業者支援報償金交付制度
平成2年度	コンポストモニター制度 50世帯開始
平成3年度	空き缶回収ボックス「かんがるー」による空き缶収集を開始 生ごみたい肥化容器の無償貸付を開始

	内 容
平成 4年度	モデル地区での生びん収集 芝中団地、上北台団地 公共施設等における牛乳パックの収集 ストックヤードの建設
平成 5年度	モデル地区での金属、缶、びん、紙類、布類の5分別収集 湖畔地区、第1光が丘団地 東大和市廃棄物減量等推進審議会発足 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行
平成 6年度	缶・びんの資源物収集を一部地域で実施 粗大ごみ収集業務を民間委託 暫定での施設により、リサイクル業務を稼働 カラスネットを試行的に貸与開始
平成 7年度	缶・びんの資源物収集をほぼ全域で実施 紙類・布類を加え、「缶・びん・紙類・布類」の4品目を資源物として収集 公共施設、スーパーなどで、ペットボトル、発泡スチロールトレイ（白色）の拠点 収集を開始 東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「東大和市におけるごみ減量の進め方について」
平成 8年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「リサイクル文化センターについて」 生ごみ処理機（容器）の購入費補助開始 黒いごみ袋による排出の全面廃止 東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」
平成 9年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会中間答申 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」 収集体制の変更 可燃ごみ週3回→週2回、不燃ごみ週1回→変更なし、資源物（缶、びん、紙類 布類）月2回→週2回（ペットボトルを追加） 東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成10年度	廃棄物処理手数料の改定（1キログラム当たり15円から25円） 小学4年生向けに、小冊子の作成・配布 「みんなに知ってもらいたい！！ごみのはなし」

	内 容
平成11年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」 その2（プラスチックへの対応・ごみの有料化） 使用済割ばしのリサイクル開始 ペットボトル圧縮梱包機を購入 暫定リサイクル施設にプレハブを設置 「リサイクルフェスティバル イン 東大和」を開催（平成11年6月）
平成12年度	容器包装プラスチックのモデル収集開始（11地区約700世帯） 粗大ごみ収集品からリサイクル開始（リサイクル品として木製品販売） 犬・猫の死体祝祭日委託開始 直営業務の廃止
平成13年度	特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、収集品目から家電4品目 （テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫）を除外 容器包装プラスチックモデル収集地区の拡大（12地区約2,300世帯） 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正
平成14年度	事業系一般廃棄物実態調査を実施 東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成15年度	ごみ・資源物分別ガイドの作成・全戸配布
平成16年度	せん定枝再資源化事業の開始
平成17年度	多摩地区9市一斉マイバッグキャンペーンの実施（平成17年10月） 三多摩は一つなり交流事業の実施（平成17年11月）
平成18年度	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を東京たま広域資源循環組合に改称 東京たま広域資源循環組合にて、エコセメント化施設が本格稼動（平成18年7月）
平成19年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成20年度	容器包装プラスチックの市内全域収集に向けた準備
平成21年度	容器包装プラスチック市内全域収集開始 分別基準の見直し（可燃ごみの範囲を拡大）、収集方法見直し（不燃ごみ収集を週1回から月1回に減少）
平成22年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問 「事業系一般廃棄物有料化の拡大及び粗大ごみ排出方法の変更について」
平成23年度	事業系一般廃棄物有料化の拡大（平成23年6月） 粗大ごみ受付方法見直し（受付業務委託、手数料事前納付制の採用）
平成24年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定

	内 容
平成25年度	生ごみの戸別収集を定員制で開始(平成25年10月) 公共施設にて使用済小型家電の拠点回収を開始(平成26年2月)
平成26年度	可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチックをステーション収集方式から戸別収集に変更(平成26年8月) 家庭廃棄物の有料化を開始(平成26年10月) 「3市共同資源化事業基本構想」策定(平成26年11月 衛生組合)
平成27年度	「今後の施設整備のあり方について」策定(平成27年8月 衛生組合) 廃棄物広報紙「ごろすけだより」発行(平成27年11月) (平成28年度以降年2回発行) 「(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画」策定(平成28年2月 衛生組合) 「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画」策定(平成28年2月 衛生組合)
平成28年度	東大和市リサイクル標語の決定「マイバッグ 資源を入れて お買い物」 (平成28年4月) 大和市ごみ分別アプリの配信を開始(平成28年11月) 「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(改訂版)」策定(平成29年3月 衛生組合)
平成29年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)の策定

1-2 市内の中間処理施設

東大和市資源物等選別作業倉庫（東大和市立野 3-1121）の位置を以下に示す。

図 1-1 市内の中間処理施設の位置



2 収集

2-1 収集地区割

収集地区割は、可燃ごみ、容器包装プラスチックが2地区、不燃ごみ、資源物（紙類・布類・ペットボトル・缶・びん）及び有害ごみ・スプレー缶類が4地区としている。

表 2-1 収集地区割

区分	収集日	収集地区
可燃ごみ	月曜日・木曜日	芋窪・蔵敷・上北台・立野 仲原・向原・桜が丘
	火曜日・金曜日	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖 湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
不燃ごみ	火曜日（月1回）	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	木曜日（月1回）	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	水曜日（月1回）	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	金曜日（月1回）	仲原・向原・桜が丘
容器包装プラスチック	水曜日	芋窪・蔵敷・上北台・立野 仲原・向原・桜が丘
	月曜日	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖 湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
紙類・布類	火曜日 （不燃ごみの収集週を 除く）	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	木曜日 （不燃ごみの収集週を 除く）	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	水曜日 （不燃ごみの収集週を 除く）	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	金曜日 （不燃ごみの収集週を 除く）	仲原・向原・桜が丘
ペットボトル・缶・びん ※「ペットボトル」と 「缶・びん」の収集は別 日。第5週の収集はな し。	金曜日（月2回）	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	水曜日（月2回）	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	木曜日（月2回）	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	火曜日（月2回）	仲原・向原・桜が丘
有害ごみ・スプレー缶類 ※「有害ごみ」と「ス プレー缶類」の収集は別 日。第5週の収集はな し。	金曜日（月1回）	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	水曜日（月1回）	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	木曜日（月1回）	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	火曜日（月1回）	仲原・向原・桜が丘

3 排出物の発生状況

3-1 ごみ質の経年変化

衛生組合に搬入される可燃ごみの組成は、表 3-1、不燃ごみの組成は、表 3-2 のとおりである。

平成 28 年度の組成比率を見ると、可燃ごみでは紙類が 35.6%と最も多く、次いで木・草が 24.6%を占めている。不燃ごみでは、プラスチックが最も多く 39.3%、次いで金属の 37.2%の順となっている。

表 3-1 可燃ごみの組成 (湿ベース)

(単位：%)

	可燃ごみ量 (t)	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物
19年度	16,830	33.0	37.8	2.3	7.0	0.3	17.0	1.2	0.9	0.0	0.3	0.2
20年度	16,511	32.2	44.3	1.8	6.1	0.3	13.2	0.8	0.8	0.1	0.2	0.2
21年度	16,434	33.5	31.8	5.7	11.8	0.2	14.4	1.0	1.3	0.1	0.0	0.2
22年度	16,375	38.5	23.7	6.1	14.4	1.4	14.2	0.1	0.5	0.2	0.3	0.6
23年度	16,295	36.3	24.6	5.0	10.4	2.7	18.4	0.3	0.7	0.3	0.3	1.0
24年度	16,128	32.3	28.9	3.4	17.4	1.6	15.0	0.0	1.0	0.1	0.3	0.0
25年度	16,070	36.6	21.8	4.2	15.6	3.9	16.4	0.2	0.8	0.4	0.1	0.0
26年度	15,387	41.8	20.6	3.3	19.0	2.6	11.2	0.4	0.5	0.4	0.2	0.0
27年度	14,585	47.5	19.4	3.5	9.3	2.6	16.3	0.2	0.8	0.3	0.1	0.0
28年度	14,462	35.6	19.1	5.7	24.6	1.4	12.5	0.2	0.5	0.4	0.0	0.0

表 3-2 不燃ごみの組成 (湿ベース)

(単位：%)

	不燃ごみ量 (t)	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物
19年度	3,892	1.7	3.3	1.2	0.5	0.5	68.3	4.4	12.6	4.1	1.9	1.5
20年度	3,570	2.9	2.3	1.7	0.6	0.8	60.0	5.6	13.0	6.7	3.5	2.9
21年度	1,071	1.7	2.3	0.4	0.8	0.3	51.0	6.1	23.1	5.9	5.0	3.4
22年度	1,075	3.0	3.0	1.3	1.5	0.3	57.3	5.4	15.6	5.6	3.5	3.5
23年度	1,004	2.0	1.4	0.4	1.9	0.1	49.7	7.6	19.0	6.3	10.5	1.1
24年度	965	3.6	1.3	1.2	3.4	0.2	49.4	6.9	18.9	7.0	6.3	1.8
25年度	982	1.5	1.2	0.9	0.7	0.1	54.9	4.9	22.9	3.9	8.4	0.6
26年度	924	0.3	0.0	0.0	0.5	0.0	51.1	1.3	32.4	6.2	8.2	0.0
27年度	598	0.3	0.1	0.2	0.4	0.0	43.1	2.6	23.3	10.6	17.3	2.1
28年度	616	0.8	0.0	0.9	0.7	0.0	39.3	0.9	37.2	8.5	10.8	0.9

資料：小平・村山・大和衛生組合

3-2 資源物収集量

(1)資源ステーション収集量

平成 21 年 4 月からは、市内全域で容器包装プラスチックの収集を実施した。

表 3-3 資源ステーション収集量

(単位：t)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
紙類	2,826	2,602	2,814	2,454	2,178	2,067	2,351	2,390	2,316	2,219	
布類	415	292	287	346	370	335	345	358	364	381	
びん類	629	598	627	637	620	596	607	569	544	531	
缶類	アルミ缶	117	122	126	130	128	125	126	113	105	102
	スチール缶	135	124	139	137	128	120	115	100	87	80
ペットボトル	266	250	264	277	267	269	258	216	182	183	
容器包装プラスチック	70	78	1,015	1,014	952	931	938	960	928	880	

(2)拠点収集量

空き缶回収ボックス（かんがるー）では、ボックス内を改造し、空き缶のほか紙パックも排出できるように変更した。

表 3-4 拠点収集量

(単位：t)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
紙パック	13.0	9.6	13.6	12.2	11.4	9.9	8.4	7.7	5.6	3.5
白色トレイ	2.5	2.2	2.4	2.3	1.9	1.8	1.3	1.4	1.0	0.7

※空き缶・ペットボトルの拠点収集量は資源ステーション収集量に含める。

(3)その他の資源物収集量

不用はがきについては、期間を定めて実施している。

せん定枝については、公共施設と農家から排出される枝木について、チップ化した量。

表 3-5 その他の資源物収集量の推移

(単位：t)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
有害ごみ	乾電池	7.3	7.7	10.5	11.3	18.8	15.4	16.1	16.9	19.6	21.4
	蛍光管	7.4	6.6	7.2	6.3	8.0	6.9	6.8	7.7	8.9	9.3
粗大ごみ	107.7	93.9	80.4	90.1	99.5	95.1	98.5	105.9	90.2	125.2	
不用はがき	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
せん定枝	142.0	151.0	258.5	263.6	123.4	264.5	269.8	275.2	261.4	204.4	

(4)資源物集団回収量

資源物集団回収の実施団体は56 団体である。(平成28 年度実績)

表 3-6 資源物集団回収量の推移

(単位：t)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
紙 類	860.2	797.8	839.2	836.5	852.7	885.0	890.1	930.2	937.0	923.7
布 類	32.5	28.8	30.7	36.5	43.1	42.7	46.7	59.5	70.2	76.6
金属類	25.5	31.2	36.9	35.1	40.3	43.8	48.1	52.4	57.5	60.2
びん類	17.3	32.4	49.5	51.8	59.3	65.5	64.5	75.1	79.8	84.0
プラスチック類	10.4	13.8	19.2	20.3	23.7	27.1	29.1	32.5	31.5	33.0

4 その他

4-1 東大和市廃棄物減量等推進審議会

「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）及び「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）により、ごみ対策課が事務を行っている。

表 4-1 東大和市廃棄物減量等推進審議会の活動の状況

	年月日	内 容
平成 5年度	平成 5年 7月 1日	条例・施行規則の全部改正施行
	平成 5年 8月30日	「東大和市におけるごみ減量の進め方について－行政・事業者・市民はそれぞれ、また協力して如何に役割を果たすべきか」を諮問
平成 7年度	平成 7年 4月21日	平成5年8月30日付の諮問に対する答申
	平成 7年11月21日	「（仮称）リサイクル文化センターについて」を諮問
平成 8年度	平成 8年 7月25日	平成7年11月21日付の諮問に対する答申
	平成 9年 3月 3日	「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」を諮問
平成 9年度	平成10年 2月19日	平成9年3月3日付の諮問に対する答申（その1）
平成11年度	平成11年12月 1日	平成9年3月3日付の諮問に対する答申（その2）
平成14年度	平成14年 7月31日	「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂について」を諮問
	平成15年 3月 3日	平成14年7月31日付の諮問に対する答申
平成15年度	平成15年 9月 1日	施設見学会の実施（東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合）
平成17年度	平成17年11月 4日	三多摩は一つなり交流事業の実施
平成18年度	平成19年 2月21日	施設見学会の実施（東京たま広域資源循環組合）
平成19年度	平成19年 8月30日	「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂について」を諮問
	平成19年11月22日	平成19年8月30日付の諮問に対する答申
平成20年度	平成20年 9月30日	平成21年4月より実施予定の「容器包装プラスチック全市拡大」について審議及び意見交換
平成21年度	平成21年1月 9日	「容器包装プラスチック全市拡大」について意見交換等
平成22年度	平成22年 7月 9日	「事業系一般廃棄物有料化拡大及び粗大ごみ排出方法の変更について」を諮問
	平成22年 7月30日	平成22年7月9日付の諮問に対する答申
平成23年度	平成24年 2月10日	施設見学会の実施（昭島市環境コミュニケーションセンター）
平成24年度	平成24年 7月23日	「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂について」、「廃棄物の減量対策と処理費用の負担のあり方について」を諮問
	平成25年 2月18日	平成24年7月23日付の諮問「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改訂」に対する答申
平成25年度	平成25年 5月15日	平成24年7月23日付の諮問に対する答申
	平成25年10月29日	「家庭系廃棄物有料化方針（案）について」を諮問（平成25年10月31日に答申）
平成26年度	平成26年11月14日	東大和市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて審議
平成27年度	平成28年 1月28日	「東大和市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」を諮問（平成28年2月3日に答申）
平成28年度	平成29年 3月16日	（仮称）3市共同資源物処理施設について報告

4-2 清掃事業経費

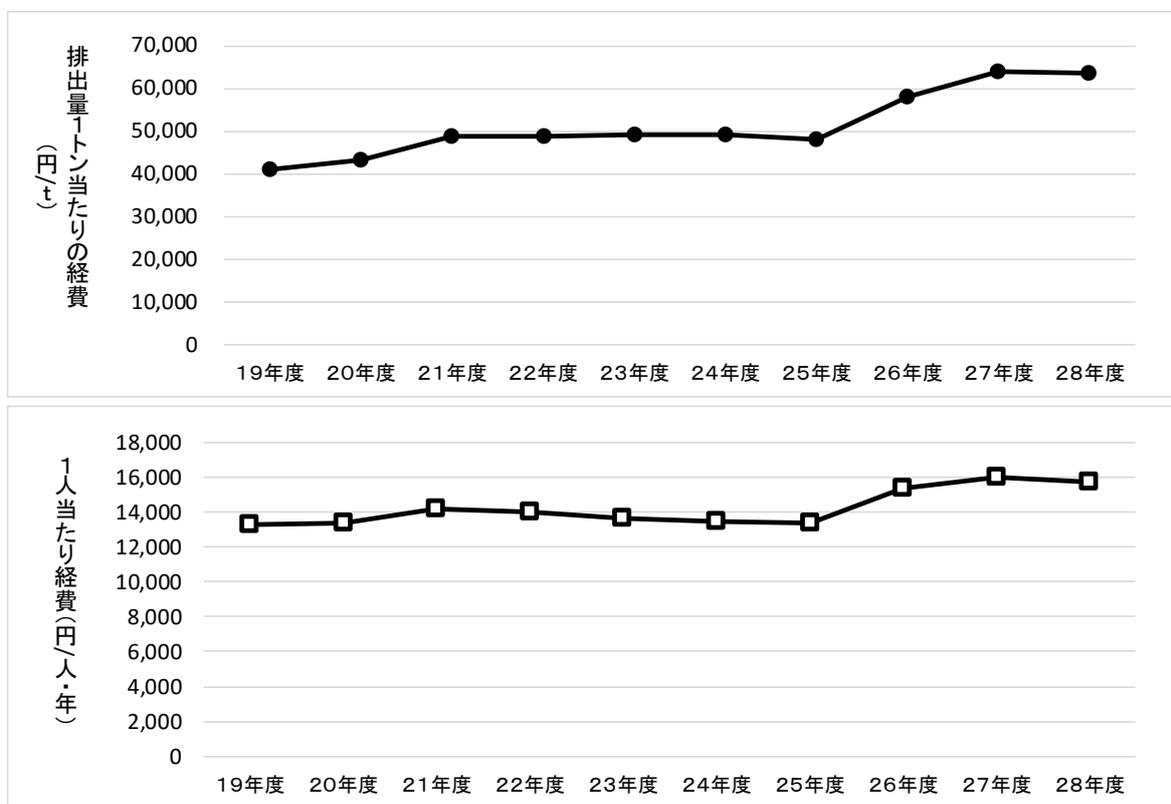
ごみ処理にかかる経費は、表 4-2、図 4-2 に示すとおりである。

平成 28 年度では、一般会計に占める清掃事業の経費の割合は 4.4%であり、市民一人あたり 15,774 円、ごみ 1 トンあたり 63,580 円の経費がかかっている。

表 4-2 清掃事業経費

	一般会計決算額 (千円/年)	清掃事業経費 (千円/年)	人口(10月 1日現在)	1人当たり経費 (円/人・年)	排出量 (t)	1トン当たり 経費(円/t)
19年度	23,977,221	1,105,206	83,244	13,277	26,851	41,161
20年度	23,172,767	1,113,750	83,139	13,396	25,697	43,342
21年度	25,320,187	1,185,818	83,466	14,207	24,220	48,960
22年度	27,077,370	1,178,958	83,928	14,047	24,173	48,772
23年度	27,589,027	1,151,751	84,415	13,644	23,479	49,055
24年度	27,988,418	1,142,112	84,749	13,476	23,228	49,170
25年度	28,076,084	1,133,224	84,597	13,396	23,514	48,194
26年度	29,251,607	1,327,234	86,088	15,417	22,839	58,113
27年度	30,732,079	1,381,624	86,211	16,026	21,555	64,098
28年度	31,100,214	1,355,337	85,920	15,774	21,317	63,580

図 4-2 清掃事業経費の推移



東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）

平成30年3月 改正

発行：東大和市環境部ごみ対策課

住所：〒207-8585 東大和市中心3-930

電話：042-563-2111 内線1241

FAX：042-563-5931

Mail：gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp